

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

厚生常任委員会会議録			
日 時	平成 27 年 3 月 11 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 6 時 0 4 分
場 所	第 1 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	中島委員長、吹田副委員長、川畑・斉藤（陽）・上野・齋藤（博）・佐々木（茂）各委員		
説明員	生活環境・医療保険・福祉・病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>副委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○副委員長

開会に先立ち、一言申し上げます。

委員長が体調不良のため、私が代わりに委員長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

また、本日 3 月 11 日は、東日本大震災が発生した日でありますことから、午後 2 時 46 分に、委員会審議が継続中であれば、質疑を中断して、亡くなられた方々の御冥福を祈り、黙祷することといたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、川畑委員、斎藤博行委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたい旨の申出がありますので、説明を受けるため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 01 分

再開 午後 1 時 09 分

○副委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「いなきたコミュニティセンター使用料の適用区分の誤りについて」

○（生活環境）浅野主幹

いなきたコミュニティセンター使用料の適用区分の誤りについて報告させていただきます。

本件につきましては、3 月 9 日の予算特別委員会で報告いたしましたが、補足分を含めまして、改めてこの場で報告させていただきます。

小樽市いなきたコミュニティセンターの使用料につきましては、指定管理者であります株式会社小樽ビル管理に徴収事務を委託しておりますが、平成 26 年 11 月 7 日、市の会計課による徴収・収納委託事務検査が行われ、大人と高校生以下が体育室を一緒に使用する場合の料金の取扱いについて、指定管理者に対し説明を求められました。その際、指定管理者は、大人と高校生以下の利用者の数の多いほうの区分を適用していると説明していたことから、会計課より使用許可申請書の記載方法の明確化について助言を受けておりました。

検査後、改めて小樽市コミュニティセンター条例との整合性を確認したところ、大人と高校生以下が体育室を一緒に使用する場合、大人の全てが指導者又は見学者である場合のみ、高校生以下の料金を適用できるようになりました。その後、11 月 27 日に徴収・収納委託事務検査結果の通知後、12 月 1 日に市が指定管理者と指導事項について協議したのにあわせ、使用料適用区分の誤りについても、本来の区分を適用したときに使用料の影響を受ける利用団体があるのか確認するよう指示しました。

その後、指定管理者において各団体の実際の利用状況の確認などを経て、平成 27 年 1 月 30 日に定期利用している武道団体 1 団体が該当する旨の報告を受けました。

当該団体は週 2 回定期利用しており、同じ夜間の時間帯の中で先に高校生以下が利用し、その後、大人も利用していたものですが、利用時間帯の中では高校生以下の利用人数が多いため、高校生以下の区分を適用していたものです。その時間帯の使用料は、1 回当たり高校生以下では冬季以外は 1,300 円、冬季は暖房料込みで 2,000 円、大人では冬季以外は 2,500 円、冬季は暖房料込みで 4,000 円となります。この団体の利用実績から見ますと、1 年当たりで最大で高校生以下の区分では約 17 万円、大人の区分では約 34 万円となります。その後、市としても、この武道団体の実際の利用状況を現地確認した上で、部内で何度か対応策を協議し、武道団体の代表者に対しては、2 月 20 日

にこの経過を説明し、今後の大人料金の適用について了解していただくとともに、利用料の安価な学校開放等の申込みも受け付けていることを説明し、4 月以降は学校開放を使用することとなっております。

なお、このような利用区分の誤りを防ぐため、平成27年 1 月 15 日には、指定管理者宛てに、使用許可申請書様式の一部見直し案を送付しており、本年 4 月からこの新様式を使用することとしております。

当該団体の適用誤りの取扱いについては、少なくとも現指定管理者が受託した平成23年度以降に係る使用料については、この取扱いをしており、さらに一昨日いなきたコミュニティセンター保管の使用許可申請書を調査したところ、前指定管理者が受託していた当時の平成22年11月24日から同様に取り扱われていることが確認できました。今後、契約条項や地方自治法等の法令に照らし、指定管理者と協議し、詳細につきましては別途報告いたします。報告が遅れたことをお詫びし、今後このようなことがないように取り組んでまいります。

○副委員長

「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について」

○（生活環境）管理課長

昨年12月19日の厚生常任委員会以降における北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況などについて報告いたします。

平成27年広域連合議会第 1 回定例会が 2 月 9 日に開催され、議案として平成27年度一般会計予算及び公平委員会委員の選任が上程され、いずれも可決、同意されました。

平成27年度一般会計予算につきまして、配付いたしました資料により概要を説明いたします。

北しりべし廃棄物処理広域連合平成27年度一般会計予算概要をごらんください。

1 ページ目ですが、歳入の主なものにつきましては、分担金及び負担金は市町村負担金で14億5,271万6,000円あります。

使用料及び手数料は、ごみ焼却処理手数料や粗大ごみ処理手数料などで1億4,623万3,000円となっております。

諸収入は、鉄くず等売払収入や余剰電力売払収入等で6,592万8,000円となっております。

次に、歳出の主なものとしたしましては、議会費は定例会や臨時会の議員報酬など67万6,000円、総務費は事務局職員の給与や管理費などで4,273万4,000円となっております。

次に、衛生費の施設管理運営費であります。6 市町村の可燃ごみを処理するごみ焼却施設管理運営費は、現場職員の給与や施設運営・維持管理業務委託料、桃内地域振興対策費などで7億2,814万円、小樽市の不燃ごみ・粗大ごみ及び 5 町村からの缶を含めた資源物を処理するリサイクルプラザ管理運営費は、現場職員の給与や施設運営・維持管理業務委託料などで3億8,772万7,000円、5 町村の缶以外の資源物を処理する北後志リサイクルセンター管理運営費は、資源ごみ処理業務等委託料などで2,731万円となっております。

公債費は、4 億7,729万1,000円となっております。

以上の結果、歳入歳出とも合計は16億6,487万8,000円あります。

次に、分担金及び負担金の内訳についてであります。2 ページの平成27年度関係市町村負担金算出調書にありますように、管理費については、均等割と人口割の比率に基づき算出、施設管理費及び運営費については、処理実績割により算出、施設建設事業費及び公債費については、計画処理量割により算出した結果、小樽市の負担は12億6,904万9,000円あります。

次に、公平委員会委員の選任につきましては、委員 3 名のうち 1 名が本年 2 月 28 日をもって辞職したため、後任として山岸康治氏が選任されたものであります。

最後に、広域連合事務局長の報告事項であります。処理施設運転状況について報告がされております。

平成26年 4 月から12月までの処理実績についてであります。配付いたしました平成26年度処理施設の運転状況等に係る関係資料をごらんください。

1 ページのごみ焼却施設については、受入れ量が 3 万 1,995 トンで、前年度と比較して若干の減、焼却量が 3 万 2,559 トンであり、おおむね前年度並みであるとの報告がありました。

次に、2 ページのリサイクルプラザでの受入れ量は不燃ごみが 2,442 トン、粗大ごみが 2,399 トン、資源物が 2,634 トンで、合計が 7,475 トンとなり、いずれも前年度より減少している旨の報告がありました。

次に、3 ページから 5 ページの環境監視項目については、全項目で管理値を大きく下回っているとの報告がありました。

また、排ガスの昨年 12 月における定期検査においても、管理値を大きく下回っている速報を受けているということでございます。

○副委員長

「一般廃棄物処理基本計画の策定について」

○（生活環境）廃棄物対策課長

一般廃棄物処理基本計画は、市町村がその区域内の一般廃棄物の処理に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律でその策定を義務づけられており、循環型社会の形成に関する課題や前計画の進捗状況などを踏まえ、このたび平成 27 年度から 10 年間の小樽市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画を新たに定めたものです。

計画の内容につきましては、既に委員の皆様には原案を個別に配付し、説明させていただいているところでありますが、市民や事業者と連携しながら循環型社会の形成に向けてごみの減量化や資源物の再利用のほか、ごみの適正処理など、人と環境が調和した魅力あふれる都市の実現を目指して種々の施策を推進していくことを基本理念とし、さらに基本方針として、「ごみの発生抑制・排出抑制による環境への負担及び処理コストの削減」「資源化の推進やリサイクル活動などの支援による限りある資源の有効活用」「安全・快適な暮らしの実現と環境にやさしいごみ処理体制の整備」を掲げ、これまでに講じられてきた施策に加え、可能な限りの減量化や再資源化の推進を図ることなどにより、持続可能な循環型社会の構築を目指す計画となっております。

本計画の策定に当たっては、原案について平成 27 年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの 30 日間パブリックコメントを募集いたしました。寄せられた意見はありませんでした。したがって、本計画は原案どおりの内容にて、平成 27 年 2 月 26 日に市長決裁の上、確定したものであります。

○副委員長

「小樽市環境基本計画の策定について」

○（生活環境）環境課長

小樽市環境基本計画につきましては、昨年 9 月の本委員会において、それまでの策定経過及び今後の予定について、そしてパブリックコメントを実施するに当たり、原案及び計画の概要について説明しておりますので、それ以降の経過等について報告させていただきます。

昨年 10 月 1 日から 30 日間実施したパブリックコメントにおいて意見はありませんでしたので、原案をそのまま計画（案）として小樽市環境審議会へ諮問することとなりました。そして、1 月 8 日に開催された小樽市環境審議会において、計画（案）をおおむね妥当とする答申をいただきました。この答申を受けて、1 月 26 日に開催された小樽市環境基本計画策定推進会議において、計画（案）のとおり、小樽市環境基本計画とすることが承認され、2 月 4 日付けで市長決裁をいただいております。

結果として、パブリックコメントを実施するに当たり、厚生常任委員の皆様を示した原案のとおり小樽市環境基本計画を策定することとなりました。

なお、本計画につきましては、3 月末までに印刷を終え、4 月 1 日に小樽市環境基本条例に基づいて告示、公表、施行する予定となっておりますので、この告示後に厚生常任委員の皆様や各関係機関等へ配りたいと考えております。

○副委員長

「北海道後期高齢者医療広域連合について」

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

平成26年第4回定例会以降の北海道後期高齢者医療広域連合の状況について報告いたします。

資料をごらんください。

まず、「1 平成27年第1回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会について」であります。会期は平成27年2月19日の1日間で、午後1時から国保会館5階の大会議室で開催されております。

主な議案と概要ですが、「（1）平成26年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算」ですが、歳出では平成20年度から24年度の高額医療費国庫負担金、道負担金の超過交付分の精算及び25年度国庫支出金精算として4億8,127万9,000円を計上しておりますが、同額を運営安定化基金から取り崩しているため補正額はゼロ円となっております。

「（2）北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正」の主な内容についてですが、①保険料軽減の判定基準の変更のうち、均等割額5割軽減の基準につきましては、被保険者数に乗ずる金額が現行の24万5,000円から26万円に、また、均等割額2割軽減の基準につきましては、被保険者数に乗ずる金額を現行の45万円から47万円に変更することとなりました。②被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料軽減措置につきましては、均等割額の9割軽減を継続することとなりました。③均等割額が7割軽減となる被保険者につきましては、8.5割軽減を継続することとなりました。

「（3）北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例」につきましては、国において軽減の特例措置を継続することとしたことに伴う一部改正であります。

「（4）平成27年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算」につきましては、歳入歳出それぞれ14億4,110万円で前年比570万3,000円の減となっております。

「（5）平成27年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算」は、歳入歳出それぞれ7,895億3,618万8,000円で、前年比29億1,673万9,000円の増となっております。

次に、「2 北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会について」であります。平成26年度第3回運営協議会が平成27年1月29日水曜日に開催され、27年度当初予算案、医療費通知、保健事業実施計画について協議が行われております。

○副委員長

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について」

○（医療保険）介護保険課長

第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について説明いたします。

本計画は、平成27年度から3年間の各種介護サービスの提供内容や供給見込量とそれを実施するために必要な財源の一つである第1号被保険者の保険料などを定めたものであります。既に配付しておりました計画の本編は、ページ数が多く、また内容も詳細で多岐にわたることから、別途ポイントをまとめた資料を作成いたしましたので、それに基づき説明いたします。

まず、1ページ左側をごらんください。

計画全体の構成について記載しており、第1章から第10章で構成しております。メインであります介護保険事業計画については、第5章から第10章までに示しております。

次に、特徴的な点について説明いたします。

同ページの右側をごらんください。

初めに、計画策定の趣旨及び目的として団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据え、高齢者が可能な限り住

みなれた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを、地域の実情に応じて講じていく必要があることを明記しております。

本計画は 3 年ごとに見直しを行うこととされており、今回が 6 回目となるもので、このたびの医療・介護総合確保推進法などによる制度改正についても第 1 章でその概要を記載しております。

なお、計画の策定に当たっては、市民代表の 2 人をはじめ、学識経験者や介護関係者など、17 人の民間委員から成る高齢者保健福祉計画等策定委員会を 7 回開催いたしました。

また、本年 1 月 5 日から 2 月 4 日まで計画素案についてパブリックコメントの募集を実施いたしましたが、意見等はございませんでした。

第 2 章では、計画の基本理念と基本目標を設定しており、基本目標は本計画の体系に沿って 1 から 4 までの目標を設定しております。また、日常生活圏域について、これまでの 3 圏域から中部地区を分割し、南部地区を新設、同地区に南部地域包括支援センターを設置し、4 圏域といたします。

第 6 章では、3 年間の介護保険対象サービスの見込量を推計しています。基本的な考え方として、①特養、老健、グループホームなどの施設整備は行わないこと。②一定程度の特定施設を整備すること。③施設整備を行わない中で、在宅でのサービスを充実させるため、看護小規模多機能型居宅介護、これまでは複合型サービスとっておりましたが名称が変わっております。若しくは小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型サービスを充実させることとし、サービス量を推計したものです。

資料の 2 枚目をお開きください。

第 7 章は、地域支援事業についてです。制度改正に基づき、要支援 1、2 の方を平成 29 年度以降、保険給付である訪問介護と通所介護から市が実施する事業へ移行することのほか、在宅医療・介護連携の推進や認知症施策の推進など包括的支援事業について記載しております。

第 8 章は、所得に応じた段階別の介護保険料を記載しております。基準額月額第 5 期の 5,460 円から 340 円アップの 5,800 円となります。低所得者に対する保険料の軽減策として、第 1 段階の方は今回の条例改正では年額 3 万 4,800 円ですが、今後、省令により公費による軽減が実施される予定のため、最終的には 3 万 1,320 円となります。また、平成 29 年 4 月以降は公費による軽減がさらに第 3 段階まで拡大される予定となっております。

最後に、第 10 章ですが、平成 32 年度、37 年度の保険料の推計を行っております。あくまで現状の制度で第 6 期のサービス提供状況が継続すると仮定した場合での保険給付費や被保険者数を推計した結果であります。32 年度では基準額月額で 6,500 円、37 年度では 7,400 円になるものと見込まれております。

○副委員長

「第 4 期小樽市障害福祉計画の策定について」

○（福祉）障害福祉課長

第 4 期小樽市障害福祉計画の策定について報告します。

障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づき策定するもので、小樽市においては平成 18 年に第 1 期計画を策定いたしました。計画は 3 年ごとに見直すこととされており、現在の第 3 期計画が平成 26 年度までとなっていることから、このたび平成 27 年度から 29 年度までを計画期間とする第 4 期障害福祉計画を策定したところです。

本計画は、障害者や障害児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、また必要な障害福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業が計画的に提供されるよう、サービス見込量やサービス提供体制等について定めるものです。

計画の策定に当たりましては、障害者総合支援法第 89 条の 3 に基づき設置した福祉団体、障害者関係団体、障害者の保護者団体などの関係者で構成する小樽市障がい児・者支援協議会の意見を伺うとともに、障害福祉サービス

事業者や障害福祉関係団体、障害をお持ちの方々との意見交換会などを通して、意見や要望を伺いながら策定いたしました。

平成27年度からの3年間、国の障害福祉施策にかかわる動向を踏まえ、関係機関と連携を図りながら計画を推進してまいりたいと考えております。

○副委員長

「生活困窮者自立支援法の施行に伴う事業の実施について」

○（福祉）小野寺主幹

平成27年4月1日の生活困窮者自立支援法施行に伴う事業の実施について、資料により概要を報告いたします。

厚生労働省の資料によりますと、平成20年のリーマン・ショック以降、全国的に雇用・失業情勢が悪化し、非正規雇用労働者や年収200万円以下の生活困窮に至るリスクの高い層が増加しています。

こうした中で、厚生労働省は住宅支援給付や総合支援資金の貸付制度の創設など生活困窮者支援の基盤を整備してきました。しかし、いわゆるこうした第2のセーフティネットは全国で十分に整備されているとは言いがたく、さらなる充実、強化が求められています。

これらを踏まえ、全国において生活困窮者の自立に向けた支援が確実かつ適切に実施されるように、生活困窮者自立支援法が平成25年12月に成立し、27年4月1日から施行されることになり、福祉事務所設置自治体は、自立相談支援事業と住居確保給付金という給付の二つの必須事業と、その他必要に応じて任意事業に取り組むことになりました。

これを受けて、小樽市では平成27年度から必須事業の自立相談支援事業により、生活困窮者からの相談に応じて課題の分析、プランの作成・包括的な支援を直営一部委託により実施します。また、同じく必須事業の住居確保給付金により、離職等で住宅を失った、又はそのおそれの高い生活困窮者に対して、有期で家賃相当額を支給する事業を直営で実施します。このほかに任意事業である就労準備支援事業を行い、直ちに一般就労が困難な生活困窮者に対して、就労に向けて生活自立、社会自立段階からの訓練等を有期で委託により実施する予定です。

これらのうち、自立相談支援事業及び就労準備支援事業の実施のために、花園4丁目2番14号に小樽市生活サポートセンター、通称たるさぼを4月1日に開所して事業を実施する予定です。

なお、住居確保給付金については、従来から実施していた住宅支援給付が名称を変えて恒久化したものであり、平成27年度はこれまでこの業務を行っていた福祉部相談室が引き続き担当します。

小樽市生活サポートセンターには、小樽市から職員3名、委託先から3名の計6名が常駐し、業務に当たる予定です。

○副委員長

「小樽市子ども・子育て支援事業計画について」

○（福祉）子育て支援課長

小樽市子ども・子育て支援事業計画について報告いたします。

小樽市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づいて平成27年3月に策定したもので、計画期間は平成27年度から31年度までの5年間となっております。平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援新制度が創設され、市町村は幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び円滑な実施を総合的かつ計画的に行うため、市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとなり、このたび策定したところでございます。

この計画の策定に当たりましては、平成25年度に就学前児童を持つ世帯及び放課後児童クラブの利用世帯を対象とした小樽市子ども・子育て支援アンケートを実施したほか、子育て中の市民や子育て支援関係者で構成する小樽市子ども・子育て会議の開催を通じて御意見をいただき、また、計画の素案につきましては、昨年12月から本年1

月にかけてパブリックコメントを行い、3 件の御意見が寄せられましたが、いずれも計画の修正には至らないと判断し、最終的に計画を取りまとめました。

この計画の概要ですが、本市の子ども・子育て分野の個別計画であり、幼児期の教育・保育の充実などの 6 項目の業務方針に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期を定めたほか、児童虐待防止対策の充実など、子供と家庭に対する支援の充実を図ることや仕事と家庭生活の両立などの項目を含め事業計画としております。

今後、子供を産み育てやすい環境づくりに向けて、施策の推進に取り組んでまいりたいと考えています。

○副委員長

次に、今定例会において付託された案件について、順次説明願います。

「議案第 22 号について」

○（生活環境）青少年課長

議案第 22 号小樽市青少年問題協議会条例案について説明します。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第 3 次一括法の制定により、地方青少年問題協議会法の一部改正があり、会長及び委員の資格要件を定めている規定が削除されました。

この地方青少年問題協議会法の改正に伴い、青少年問題協議会の委員の人数及び構成の見直しを行うとともに、所要の改正を行うため、全部改正するものです。

施行期日は、平成 27 年 4 月 1 日です。

○副委員長

「議案第 23 号について」

○（生活環境）戸籍住民課長

議案第 23 号小樽市住居表示整備審議会条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

本条例に規定する住居表示整備審議会は、住居表示に関する法律の制定に伴いまして、本市で住居表示を実施するに当たって、住居表示の方法や住居表示整備基準などについて審議する目的で、昭和 40 年 8 月 11 日に開催し、住居表示整備基準の答申をしたのを最後に開催しておりません。住居表示は現在も当時の審議会答申に基づく住居表示整備実施基準によって実施されておりまして、当面この基準の見直しは必要ないことから、同条例の規定により、委員は委嘱・任命しておらず、審議会は事実上休止状態でございます。

このたびの条例改正案につきましては、同条例の規定と実態が乖離している状況を是正するために、小樽市廃棄物減量等推進審議会条例の規定に倣い、今後、住居表示の整備実施基準の見直しや市長が特に諮問を要すると認める事項が生じた場合に限定して委員を委嘱及び任命することとし、任期は審議会の答申が終了までとする改正を行うものであります。

なお、これに合わせてその他の条文についても精査し、委員の人数及び構成についても見直しを行うとともに、文言等所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日につきましては、公布の日とするものであります。

○副委員長

「議案第 25 号、第 40 号及び第 41 号について」

○（医療保険）介護保険課長

関連がありますので、議案第 25 号、第 40 号及び第 41 号について一括して説明いたします。

まず、議案第 40 号と第 41 号につきましては、いずれも地域包括支援センターに関する基準であります。平成 25 年 6 月 14 日に公布された介護保険法の一部改正に伴い、従来、厚生労働省令で定められていた基準等を市町村条例

で定めることになったものです。地域包括支援センターには、要支援認定者の介護予防ケアプランを作成する指定介護予防支援事業所としての役割と包括的支援事業を行う事業所としての役割の二つがあり、それぞれの役割について基準を定めることとなります。

議案第40号小樽市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例案につきましては、指定介護予防支援事業所としての基本方針や人員基準、運営基準などを定めるもので、議案第41号小樽市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例案は、包括的支援事業の実施に係る基準として、センターの目的や職員の員数、運営基準などを定めるものです。いずれも厚生労働省令で定められた基準どおりとし、リンク方式を採用しており、独自に加えたものは暴力団の排除に関する規定のみであります。

議案第25号小樽市地域包括支援センター運営協議会条例案は、地域包括支援センターの事業実施に係る基準などが条例で定められることになったことから、これまで条例により設置していた運営協議会についても、附属機関として条例により設置することとし、その組織及び運営に関し、必要な事項について規定するものであります。

○副委員長

「議案第33号について」

○（福祉）子育て支援課長

議案第33号小樽市保育の実施に関する条例を廃止する条例案について説明いたします。

平成24年8月22日に公布された子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における児童福祉法の一部改正により、市町村が保育の実施基準を条例で定める旨の規定が削除され、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより保育を実施することとされたため、本条例の廃止を行うものであります。

なお、施行期日は、平成27年4月1日であります。

○副委員長

「議案第39号について」

○（医療保険）生瀬主幹

議案第39号小樽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び小樽市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する二つの条例について、そのもととなります厚生労働省令の改正と同様に一部改正を行うものであります。

○副委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

○川畑委員

◎請願第2号及び陳情第310号にかかわるJR駅舎のバリアフリー化について

最初に、JR駅舎のバリアフリー化について質問いたします。

今定例会の我が党の小貫議員の一般質問に対して、「南小樽駅を含めたJR駅舎のバリアフリー化につきまして、2月上旬にJR北海道本社に出向き、直接要請を行ってまいりました。JR北海道とは今後、バリアフリー化の実現に向けて、より具体的な協議を行っていくことを確認してきた」と答弁しているのですが、そこで確認させ

てください。

まず、南小樽駅を含めた J R 駅舎のバリアフリー化には銭函駅も含まれている、そういう解釈でよろしいかどうかを確認させてください。

○（生活環境）生活安全課長

J R 南小樽駅のみならず、J R 銭函駅、J R 小樽駅を含めた 3 駅のバリアフリー化を要請したものです。

○川畑委員

陳情第310号は銭函駅へのエレベーター設置方についてであります。3月2日付けで追加署名が567筆提出されております。これまでの署名と合わせると3,691筆になっています。エレベーター設置については、住民の皆さんから強い要望があることは、このことでもわかるのではないかと思います。

エレベーターがないために小樽市立病院に通うのも大変だということで、強い要望があるわけであり。銭函駅から小樽市立病院に行くとしたら、銭函駅で階段を上って、また南小樽駅で階段を上らなければならないと、そういう苦痛が非常にあるために、手稲区の病院に行かざるを得ないのが実情です。そういう意味でも、大変要望が強いことは明らかだと思います。

もう一つは、J R 南小樽駅のバリアフリー化についても請願が出ているのですが、この陳情については1,745筆の署名が出ているわけです。南小樽駅の階段が非常に厳しいので、市立病院に通うにも大変だということが明らかかなところでは。

日本共産党と J R 函館本線の存続を求める住民の会でアンケートをとったのですが、その中での御意見の中に、前にも紹介した記憶があるのですが、南小樽駅にエスカレーターかエレベーターを設置してほしいという要望が多く、病院に通うために南小樽駅の階段が上れないので、塩谷からタクシーで行かざるを得ないと。そうすると、約3,000円もかかるという悩みも出ているわけです。そういう意味でも、積極的な取組をお願いしたいと思っているわけです。

今回、いよいよいっせいで地方選挙が行われるわけですが、市長選挙において予想される候補者は、双方ともに J R 駅舎のバリアフリー化を政策として挙げております。ですから、今後、積極的に取り組まれることを求めるわけですが、これについての考え方をお聞かせいただけますか。

○（生活環境）生活安全課長

2月上旬に市長みずから J R 北海道本社に出向きまして、直接バリアフリー化の要請を行ってきております。これにつきましては、市として前向きに積極的に実現を目指していくというふうに考えております。

○川畑委員

小樽市としては積極的に取り組んでいくと、そういう捉え方でよろしいですね。

私は今回の厚生常任委員会の中で、各委員の皆さんにもお願いしたいと思うのです。陳情第310号は銭函駅のエレベーター設置方についてですが、それとあわせて、請願第2号で J R 南小樽駅のバリアフリー化の要請があるわけです。今任期では、これが最後の定例会になるわけですから、今回は、各会派の皆さんにもぜひ積極的な議論をして前向きに検討していただいて、継続審査で流すことのないように御協力いただきたいと、そのことを申し上げて、この項目を終わらせていただきます。

◎陳情第837号 N P O 法人かもめ保育園に対する「子ども・子育て支援新制度」特定地域型保育事業の小規模保育事業所としての認可方について

続きまして、N P O 法人かもめ保育園から提出された陳情について質問させていただきます。

かもめ保育園との協議経過について、本会議の市長答弁では、「昨年6月に、これまで市が実施している運営費補助の継続について要望を受けました」と答弁しています。ただ、かもめ保育園が陳情第837号の提出に至った経過では、6月6日に新制度移行に際しての小樽市の対応について伺い、新制度における認可保育所化についての意向

を伝えたとあります。また二つ目には、当保育園のブログを見せていただいたのですが、その中では2歳以下の小規模保育と既存の3歳以上の認可外保育施設を併設する運営形態は認められますかと質問しているとありました。これに対して市は、現時点では国の制度が確定していないために、小樽市子ども・子育て支援事業計画についても検討段階であり、まだ具体的な話ができない旨の説明であったとありました。この点で市は、かもめ保育園の意向を把握していると私は受け止めたので、本会議での答弁と食い違いがあると思うのですが、これについて説明してください。

○（福祉）子育て支援課長

本会議では、運営費補助の継続について要望を受けた旨の答弁をいたしております。それは、6月にお会いしたときの主な目的でございましたし、多くはその話をしております。

委員が今おっしゃいました小規模保育事業等などの兼ね合いですが、話の最後のほうで、現状の敷地の中で小規模保育をやることはあり得るのだろうかという問いかけがございまして、具体的な施設のありようをどうするかなどは、また具体的にお話になるのではないかとということで、そういうやりとりをした記憶はございます。そういったことで、その時点で明確な御意向があるというふうには受け止めてはおりませんでした。

○川畑委員

今の答弁でも、私は、市がかもめ保育園の意向を把握していたと捉えたのですが、そうではないということですか。

○（福祉）子育て支援課長

明確に移行されるということでの受止めはしておりません。

○川畑委員

正確にというよりも、そういう話をされたことは間違いないわけですね。

○（福祉）子育て支援課長

今申し上げたように、現状の敷地内で小規模保育をやることはあり得るのだろうか、そのような内容の話をいただいたことは事実でございます。

○川畑委員

その後、10月に国の制度が確定して、その後11月になっても小樽市からは説明がなかったと。そのため、かもめ保育園が説明会の開催を要望したけれども、小樽市からは具体的な対応がありませんでしたと書かれています。

昨年6月の段階で、かもめ保育園としての意向が確認されていたにもかかわらず、11月まで放っておいて、この時点で小規模保育事業の説明についても予定はないということは、要望を放置していたのではないかと私は思うのですが、その点について説明していただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

先ほど申しましたが、6月時点でそのような形での受止めはしておりませんでしたので、そのような放置をしているという認識ではございませんでした。

○川畑委員

北海道保健福祉部子ども未来推進局では、保育の確保方策については認可保育所でやるのが原則であると。認可外保育施設が認可申請した場合には、条件を満たす限り認可しなければならないとしています。これは私も直接電話で確認させていただいたところです。道内の少子化が進行している市においても、新制度において、既存の認可外保育施設が希望すれば小規模保育として認可されることが常識化されているわけです。

今回の一般質問に対する答弁では、待機児童が多い札幌市や旭川市の例を見て答えておりますが、小樽市の規模に近い石狩市、江別市、北広島市などが認可外保育施設を認可している状況を、小樽市でも把握しているのではないかと思うので、その認可の状況をお知らせください。

○（福祉）子育て支援課長

札幌市近郊で五つほど申し上げます。小規模保育事業ですが、江別市では 4 施設を認可予定となっております。恵庭市は同様な施設を 1 施設予定となっております。北広島市は同様な施設を 1 施設予定しております。千歳市は 6 施設予定をしております。最後に、石狩市ですが、既に 1 施設を認可されていると聞いております。

○川畑委員

今、江別市、恵庭市、北広島市、石狩市、千歳市の認可状況を簡単に報告していただいたのですが、認可外保育施設からどのような形の申請で認可しているのかというのが問題だと思うのです。江別市では認可外保育施設からの申請があって認可していると伺っています。恵庭市では認可外保育施設の経営安定にも寄与することだから認定したと話しています。また、北広島市でも申請を受けて 4 月 1 日から進めていくと。あるいは石狩市においても、昨年 12 月 19 日に認可の決定をしていると。そして複合保育園を 2015 年 4 月から発足させたいと言っているわけです。今、千歳市についても答弁をいただきましたが、小樽市に規模が似ている各市では、待機児童の関係なども似ている状況があると思いますけれども、その中で、自治体が積極的に申請を受けて、それに対する認可を行っているのが実情だと思います。そういう確認を私はしたのですが、その点ではいかがですか。

○（福祉）子育て支援課長

今、委員がおっしゃいましたように、各市におきましては、保育の需給関係、そのほかの要因もあるのかもしれませんが、それぞれの地域事情で、そうした考え方をされているのではないかというふうに認識しております。

○川畑委員

1 月 15 日に、NPO 法人かもめ保育園の認可についての要望書が提出されているのですが、要望項目については陳情の別紙 1 のとおりで、市からの回答は別紙 2 にあるとおりですけれども、この中で 4 項目の要望がありました。

1 項目めの要望に対する市の回答として、認可申請に係る手続書類は平成 27 年 3 月末を目途に作成を予定しているとあるわけですが、3 月末を目途に作成を予定しているということは、4 月 1 日からの新制度移行には間に合わないのではないかと私でも思うのです。その辺についてどういうことなのか、説明していただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

今回、新制度の関係で、こうした地域型保育の認可基準に対応する申請関係でありますとか、新制度の各般の事務作業がございまして、そういった中で 4 月の制度実施までの期間を考え、このような形でいったん回答をしたものでございます。

○川畑委員

ということは、4 月 1 日からではなくても途中からでも可能だという立場なのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

全体的なものでは、そういう形で考えておりましたが、1 月に御要望をいただきまして、そうしたお考えがあるということでしたので、できるだけ 3 月末にならないように今も作業を進めておりますけれども、後日また示していきたいと考えています。

○川畑委員

実は、内閣府に子ども・子育て支援新制度施行準備室があるのですが、そこでは国の決定は当初予定より遅れていたと。しかし、それ以前から準備できるように各自治体には情報を出していますと。ほかの自治体は全部が整わなくても、新制度への移行を希望する事業者に対して説明を行って相談に応じて、受付を行っていると話しているのです。同じく、北海道保健福祉部子ども未来推進局でも、国が示した基準等を受けて、各自治体は遅くとも昨年暮れまでには、地域型保育事業等の実施についての条例案をつくっているはずだと。設置基準の要件もあって、それを踏まえて希望する事業者には、新年度が始まる前に滞りなく手続が済むように準備するのが当然だというように話していました。北海道には私も電話で確認させていただきました。

このように内閣府や道の見解に対して、小樽の対応は沿っていないのではないかと思いますので、見解を示してください。

○（福祉）子育て支援課長

先ほども答弁させていただきましたが、全体的な検討の中で若干遅れがあると思っておりますので、その辺は大変申しわけないと思っております。

○川畑委員

要望書の 2 項目めについてですが、それに対する小樽市の回答は、保育需要の増加が見込めないことから、新たな施設及び事業の拡大ではなくて、既存施設の活用を図るとして、小規模保育事業などを含めないとしているわけです。かもめ保育園については、新たな施設及び事業の拡大ではないと思うのです。既存施設の活用ではないかと思うのですが、それを認めない理由を改めて説明していただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

この事業計画を取りまとめましたが、この中で原則として既存施設の活用ということで申し上げておりますけれども、これにつきましては、現状まで認可保育所の制度を基本的にやっておりますので、そうしたものを基本に今は考えているところでございます。

○川畑委員

既存施設の活用ではないということ認めない理由について、今の答弁では何か私もはっきりしないところがあるのですが、3 項目めの要望は、札幌市からの広域入園を可能にするための対応をしてくださいというお願いです。それについて小樽市は、札幌市の保育所への入所希望については対応していないと。本市でも札幌市の児童を受け入れるに至っていないとしているわけですが、これでは答弁にならないのではないかと思います。実際に、札幌市近郊の広域入園を可能にするための何らかの話し合いを札幌市としたことはあるのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

こうした相互の広域の保育の関係であります。あまり件数はないものでありますけれども、そうした際に札幌市に問い合わせなどをいたしますと、待機児童の関係もあってそうした受入れは難しいということで回答をいただいております。

○川畑委員

例えば、ほかの自治体から受け入れる場合に、話し合いをして、負担額をどうするかという話になると思うのですが、そういう話し合いはしてないのですか。

○（福祉）子育て支援課長

広域の入所関係につきましては、最終的には入所の協議、その後の決定や運営費等の支払になりますが、今申し上げたのは、その前段の照会といった段階での回答ということでございます。

○川畑委員

やはりそういう話し合いをしていって、どこが問題なのかということなどを明らかにしていかないと、例えば札幌から小樽に勤めている方もいるわけです。そういう方が、自分が住んでいる近くで保育をお願いするのか、あるいは職場の近くにすることというのは、どちらが便利かということも預けるほうも考えることになるわけです。そういう点では、今からでもそういう話をどんどん進めていって、実際にそういう対応が可能なのかどうかということに対応していく必要があるのではないかと思います。そういうところはどうですか。

○（福祉）子育て支援課長

札幌市に限りませんが、自治体同士で話をすることは決して否定できるものでもございませんし、そのように思っております。ただ、今回こういう形で御要望があつて、改めて札幌市に照会したのですが、そうしたことの返事が先ほど申し上げたような内容でございましたので、また改めてというのも当面は少し難しいのかと考えてい

ます。

○川畑委員

次に、4 項目めの要望についてですが、併設あるいは複合施設として認められる形態を教えてほしいというものでした。これについて市の回答は、小規模保育事業と認可外保育施設の併設に対する法的な制限について、具体的な指導はなかったと捉えているわけですが、やはり親切な対応が必要なのだらうと思うのです。そういう点ではどうなのでしょう、もっと親切に対応できる方法はなかったのですか。

○（福祉）子育て支援課長

御要望の 4 点目ですが、その併設の形態では、基本的なこととして、設備、職員の共有はできないといったことで、その点を記載いたしました。ただ、やはり具体的な形態として、例えば、歳児別の保育室を設けるとか、そういう話を伺った上でいろいろ課題があるかどうかという話になるのかと思っておりますので、そういう話があった中では、その内容についての課題の有無や解決する方法については考えていきたいと思っております。

○川畑委員

ぜひ、そういう点では前向きに対応してほしいと思います。

◎認可外保育施設の助成金について

少し話を変えまして、認可外保育施設に対する助成金について聞きたいと思います。

認可外保育施設に対する助成金がありますが、相当減っていると私は見ました。単純に平成20年度と来年度の予算額を比べてみると、20年度は認可外保育施設が 4 か所あり、646万円の補助額がありました。来年度予算では、認可外保育施設は 2 か所しかなくて、292万円です。これを対比してみますと、来年度予算は20年度の45パーセントに過ぎないわけです。認可外保育施設への補助金は、こうして半減されているのですが、1 施設当たりの補助金も減らされています。昨年、今年、来年の予算額を比べても減っているのですが、減っている理由について説明願えますか。

○（福祉）子育て支援課長

平成20年度と27年度の対比で申し上げますと、20年度は対象となる施設が 4 か所ございまして、646万円ございました。27年度の当初予算で計上いたしましたのは、対象施設は 2 施設、金額は292万円です。計上したものでありますが、施設の減少が主なものでございます。

○川畑委員

小樽市は児童が減少傾向にあることを理由にして、なかなか認可を受け付けないというところがあると思うのですが、実際には、市の財政が厳しいことを理由にしているのではないのかと思うのです。小規模保育事業の認可を制限しようとしていることは、児童が減少傾向にあることと同時に財政の問題もあると思うのですが、その辺についてお聞きます。

○福祉部長

財政的な問題については、2 月に保育施設の方がいらっしゃって要望書に対する回答をさせていただいたときにも話をいたしました。小規模保育など、あるいは新たな家庭的保育も含めまして、もし、要望を受けてそういったものをどんどん認可していくことになると、やはり財政的には大変厳しいものが出てくるという話はさせていただきました。

子ども・子育て支援新制度は平成27年 4 月にスタートするのですが、実際問題として、市としてはこの新制度に向けて新たに 1 億円を超える財政負担をもって支えていく必要がございますので、既存の施設を活用して対応できるものであれば、その方向をとっていきたいということで話をさせていただいたところでございます。

○川畑委員

1 月15日付けの内閣府の事務連絡では、平成27年度予算編成における子ども・子育て支援新制度関連予算につい

てという文書が出ています。その中では、約5,100億円を子ども・子育て支援の充実に活用することが予定されていると。そして、その事業計画に基づく量の拡充や質の改善に必要な予算を確保していると文書の中で見たのですが、実際にかもめ保育園を小規模保育事業所として認可した場合、小樽市の負担は、今の答弁にあった1億円ではないですよ。具体的に幾らぐらいになるのか、どのようにみればわかりやすいのかという点はあると思うのですが、小規模保育事業所は最大で19人以下ですけれども、ゼロ歳児から2歳児までを各5人として計算した場合に幾らぐらい必要なのか、聞かせてください。

○（福祉）子育て支援課長

小規模保育事業として15人の定員で、それぞれの年齢の児童が5人ずつという前提がございましたが、保育料の設定なども仮置きでいったん試算しましたが、全体の給付費の4分の1が市の負担となりますので、一定の保育料の軽減分を合わせますと、年間の市の負担としては800万円ほどの額となります。

○川畑委員

先ほど、小樽市と同じくらいの規模の自治体が積極的に取り組んでいる状況を聞きましたが、私が聞いた中では、具体的な金額などは言っていませんでしたが、認可外保育施設の経営安定も考えて実施している自治体も幾つかあるわけです。そういう意味では、例えば800万円かかったとしても、長い目で見ていけば小樽市の人口を増やす一つの手段としても活用できるわけですし、実際に市外から園児とその保護者を小樽市に呼び寄せている実績もあるわけですから、そういう意味を含めて取り組んでいく必要があるのではないかと思います。いかがですか。

○福祉部長

他都市では、認可外保育施設の経営安定という観点で進めたところがあるという事例がございますが、子育て支援課長が答弁いたしましたように、各自治体の保育の需要等の状況が異なりますので、そこがまずスタートになっているのではないかと思います。

また、認可外保育施設の経営の安定ということであれば、確かに満足のいたでない額かもしれませんが、これまでも小樽市として運営の補助を支出させていただいておりますし、その課題といいますのは、施設を利用されている子供のうち、札幌の子供が恐らく半分、あるいは半分以上いらっしゃるのかもしれませんが、現在、小樽市は小樽の子供の人数を積算基礎にして補助金を支出させていただいておりますが、札幌の子供については札幌市が同様の措置をしていない現状がございます。

この部分については、私もこれまでに当該の認可外保育施設に対して、できれば札幌市から同様の補助があればいいですねという話はさせていただいてきた経緯がございます。それは今年度ではございませんが、現実その補助は難しいということは聞いておりますが、認可外保育施設の経営の安定と、今回の子ども・子育て支援新制度における小規模保育の位置づけ、できてきた経過を考えますと、やはり同一に考えるのは少し難しいのではないかと思います。昨日の予算特別委員会などでも今回の小規模保育事業所が出てきた経過などを鋭意答弁させていただいているところでございます。

○川畑委員

時間がないのでまとめますが、認可外保育施設に対して小規模保育施設の認可をしないということで、小樽市が、当初から受け付けないという姿勢に見えるのです。私は、そういうふうを感じるのですが、陳情内容を真摯に受け止めて誠意を持って対応し、かもめ保育園が小規模保育施設として認可されるように申し入れたいと思いますので、それに対する対応について御意見をお聞かせください。

○福祉部長

本日の陳情趣旨説明の中で、小樽市福祉部長が認可しないと行ったというような御発言もございましたが、決して私はそういう言葉を直接使ったことはございませんで、今までの話としては、現在の小樽市内の保育施設という財産がありますので、恐らく、もしかすると他都市に比べると幸いキャパシティとしては恵まれているのかもしれ

ませんが、そうした財産を活用してその枠の中で進めていくという考え方を持っている。それで、今回の子ども・子育て支援事業計画も、子ども・子育て会議の御意見を聞きながら策定させていただいたということで、実際に申請処理の作成が遅れていて御迷惑をかけておりますけれども、申請書類を整えて、恐らく申請されると思いますが、申請書が出てきた段階で、またその内容を見ながら必要に応じて申請者側と話し合いをさせていただきながらの作業になってくると思います。

結論については、今ここで改めて白か黒かという答弁はできませんが、今までは小樽市の状況などについての方向性は繰り返し説明してきているところでございます。

○川畑委員

部長、そういう点では誠意を持って対応していただきたいとお願い申し上げます。

◎北しりべし廃棄物処理広域連合の売電の入札について

最後に一つだけお聞きしますが、先ほどの報告に北しりべし廃棄物処理広域連合の関係がありましたけれども、実は私も北しりべし廃棄物処理広域連合協議会議員でありまして、その中で、電気の売電に関して一般競争入札をすると聞きました。それで、2月にそういう話があると聞いておりますので、その後どのようなになっているのか確認させてください。

○（生活環境）管理課長

売電の入札に関してですが、昨年12月9日に入札の公告が行われました。本年2月10日までに入札書や入札参加資格申請に関する書類を郵送することとされておりまして、2社から応募がございました。その後、同月19日に開札を行った結果、株式会社エネットが売却予定電力量464万1,000キロワットアワーに対して税抜きで7,292万4,180円を提示いたしまして、落札したと聞いております。

○副委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○上野委員

◎介護保険について

まず、介護保険について質問させていただきます。

先ほど報告がございましたが、介護保険の事業計画の中で、新たに地域支援事業を策定していかなければならないと伺いました。これは要支援1と要支援2の方が対象になるのですが、現在、小樽市内にはどのくらいいらっしゃるのかをお聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

要支援1、要支援2の認定を受けた人数ですが、1月末の数字で申し上げますと合わせて2,888人になっております。

○上野委員

1月現在で2,888人が、平成29年度には地域支援事業を利用する形になるということでありまして、現在、要支援は介護給付の下で行われておりまして、利用回数にかかわらず、月額一定額の保険料の一部負担を払って利用しておりますけれども、これにつきましては、今後、小樽市独自の地域支援事業をつくっていくわけですが、そのプロセスについてお聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

要支援1、要支援2の訪問介護と通所介護については、予防給付から市町村で行う地域支援事業に移るわけですが、実施の時期について国では、平成29年4月までに実施と定められております。小樽市といたしましても、今回、介護保険条例の一部改正の中で事業実施は29年4月からということと定めていきたいということで、29年4月を目

指して事業の移行を目指していきたいと考えております。

29年4月まで、あと2年間あります。27年度、28年度にその準備を進めてまいりたいと考えていますが、27年度中には事業内容をある程度固めまして、28年度にはできればモデル的な事業を実施する中で、29年度の本格実施に向けて進めていきたいと考えております。

○上野委員

この2年間の中で、特に平成27年度の1年間で事業の案をつくっていくということですが、一番懸念されることは、事業主体といいますか、実施する事業者をどのようにしていくのかということ、国の方向性では、さまざまな民間ボランティアを使いながら市で独自の地域のニーズに合ったサービスをしていくことが書いてあります。しかし、現実には小樽市内を見回したときに、現在でもボランティア等でそういうことができる団体があるかということ、私の記憶にはあまりないのですが、新たにそういうものをつくるのか、あるいは既存の通所介護や訪問介護という事業者を活用していく方向性でやるのか、お聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

国の示したガイドラインの中では、今、委員からもお話がありましたとおり、NPOやボランティアなど、さまざまな事業の担い手の中で事業を進めていきなさいと示されているのですが、現状として、小樽市の中でそうした事業を担えるようなNPO、ボランティアというのはなかなか見つからないと考えております。実質的には、既存のそれぞれのサービス事業者に担っていただくことになろうかと思いますが、今後まだ時期はありますので、ボランティア育成、どのようにしたら育成していけるのか、また自然発生的に育ってくるようなボランティアやNPOがあるのか、その辺も見極めながら担い手については検討していきたいと考えております。

○上野委員

ボランティアは自然発生的にはなかなか出てこないと思いますので、既存の事業所を使うことになると思いますが、既存の事業所を今後活用していく方向性をお持ちであるならば、事業所の現状を把握して事業の計画作成をしていかなければならないと考えますけれども、事業所からの意見等の聴取、あるいは何か意見を聞く場を来年度中につくるのかどうなのか、お聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

既存の事業者からの意見について、具体的に現時点では、いつ、どのようにとは考えておりませんが、その事業を組み立てていく過程の中では、既存の事業者の御意見をお聞きしながら十分協議していきたいと考えておりますので、今は、いつ、どの時期に、どういう形でということをお示しできませんけれども、十分に検討していきたいと考えております。

○上野委員

1年で行わなければならないので、ぜひとも速やかな意見聴取及び事業作成をしていただきたいのと同様に、翌年にはモデル事業を行うという考えをお示しになりましたが、通所介護だけでも市内には50か所近い事業所がありますけれども、何か所ぐらいでモデル事業をお考えなのか、まだその辺は全く未定の状況なのか、お聞かせください。

○（医療保険）介護保険課長

事業内容はまだ固めておりませんし、モデル事業についてもどのように実施していくかということは、これからになります。

○上野委員

期間が限られていることと、実際に2,888人の要支援の方が対象になるということで、大きな影響を受ける事業であるという思いがいたしますので、ぜひとも速やかな策定、モデル事業も含めて事業者からの意見聴取をしながら、よりよい地域事業にしていただきたいという要望をして、この質問は終わります。

◎陳情第837号NPO法人かもめ保育園に対する「子ども・子育て支援新制度」特定地域型保育事業の小規模保育事業所としての認可方について

次に、子ども・子育て支援新制度についてお尋ねします。

先ほど川畑委員からも、かもめ保育園の話が出ておりましたので、今までの経緯については答弁を聞いておりましたが、市としての対応が非常に遅かったことについては、先ほど課長から謝罪の言葉がありましたけれども、それは真摯に受け止めるべきと私も思っておりますし、これからどのような協議、対応をしていくのが大きな課題になってくると思っております。

子ども・子育ての支援事業計画を読ませていただきました。今、かもめ保育園は小規模保育事業を行いたいという考えをお持ちだということはおわかっているのですが、私も内閣府に確認をさせていただきまして、内閣府ではこの新制度の移行に関しましては、基本的に保育需要がある場合においては新制度移行を履行していくことが原則にあると聞きました。許認可の判断は担当市町村にあるということで、保育需要が一つの尺度になるのかなと思っております。

その中で、この事業計画の20ページの「教育・保育「需要量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」の一覧には、認可外保育施設も入っております、平成27年度、28年度、29年度、30年度、31年度まで書いてありますが、ゼロ歳児においては需要がまだあるということで、認可外保育施設を入れてもマイナスが出ています。この表をそのまま見ると、本市においてはまだ需要があるという認識を私は受けるのですが、ここに補足が書いてありますけれども、需要計画をどのようにお考えになってつくられたのか、お聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

冒頭の報告でも申し上げましたが、平成25年にアンケート調査などを行いながら、その後、この計画の特に保育の需給に関しましては、今後の人口の見込み、特に就学前の子供の数を算出し、また実際の保育需要等を参考としながら、こうした需要量の見込みを算出したものでございます。

また、確保方策につきましても、既に運営をされている幼稚園、保育所、既存の認可外保育施設につきましても、市が一定の支援をしている部分については、この確保方策に含めてもよいという国の考え方がございましたので、そうした内容を踏まえて、確保方策としたものでございます。

○上野委員

今、つくった経緯は出てきましたが、需要予測はその経緯に基づいてつくっているということで、この中に認可外保育施設が既に入っているわけです。例えば、これを抜いたら、さらに過不足の不足が増えるであろうと、単純に言ったらそうですね。認可外保育施設の人数を減らしてしまえば、当然、不足がさらに大きくなっていくのですから、あくまでもこれは需要予測の中で一定程度の需要があるという認識を私は持つのですが、そういう認識で私は間違っていないのか、お聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

この確保方策につきましては、一定程度、平準化した状態を記載していくこととなりますので、決して最大の受入れ数などでは記載しておりません。そういった関係もございまして、認可外保育施設を外しますと、ここに記載のとおり、その分の不足分が出てくるかというふうに思います。

○上野委員

単純な答えで結構なのですが、不足があるかと、これを見ると私もそう思います。

もう一点考えていきたいのが、事業計画の26ページです。幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策の「（1）目的」の後段には、「また、急速に少子高齢化が進む中で、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状や、子育てについて、孤立感や負担感を持つ家庭が増加するなどの子育てをめぐる社会状況に対して、教育・保育が必要な子どもを持つ家庭だけではなく、全ての家庭を対象に地域のニーズに応じた子育て支援を充実させ、子

育てがしやすい社会を実現することを目的としています」と書かれていますが、地域のニーズというのは、市としてどのようなことを考えているのか、お聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

この項目につきましては、幼児期の学校教育・保育等でございますので、施設としては保育所、幼稚園、認定こども園等、そういったものに対する地域ニーズと考えているところでございます。

○上野委員

そう考えると、かもめ保育園にも地域のニーズがあるから、そこに子供が来るわけです。先ほどの部長答弁の中では、既存の認可保育所で定員が充足しているという話もあります。ただ、現実には、私は保育士ではないのですが、以前保育にかかわっていたことがありますして、小樽市内においても、今の定員という考え方が本当に適正かどうかというのもひとつあると思うのです。地域によって子供が多かったり少なかったり、あるいは親のニーズもありまして、父親、母親等の保護者が働いていく中で子供を保育する場所に適しているという地域ニーズがあると、間違いなくこれは思うのです。ですから、小樽市内の保育所の中でも偏りが出るわけです。定員を満たしていない保育所も出てきますし、定員以上に要望があるところも出てくるわけです。全体としての人数で需要は一定程度満たされるという言い方、考え方もありますけれども、保護者にしてみれば、この保育所、あるいは保育方針がいいから入れたい、自分が仕事をしていく中でこの場所が一番便利だから保育をお願いしたい、それもまさしく地域ニーズではないかと思うのです。そう考えたときには、ただ、定員を満たしているという単純な、しゃくし定規な形で保育を考えていくのは、特に子供たちが減少している当市においては、発想の転換が一番必要なのかと思っております。

今、かもめ保育園に対しての申請書類をつくっていらっしゃるということで、たぶんこれから申請すると思うのですが、今後、きちんとした説明等をしていかれるのか、お聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

申請書などの書類をお渡しする時点では、その内容について、説明はさせていただきたいと思っております。

○副委員長

質疑の途中ではありますが、まもなく 2 時 46 分になります。東日本大震災で亡くなられた方々の御冥福を祈り、黙祷をいたしたいと思います。皆様、御起立ください。

黙祷。

（黙祷）

黙祷を終わります。

それでは、質疑を続行いたします。

○上野委員

それでは、質問を続けさせていただきます。

今、申請につきましては、課長が詳しく説明をしていく、申請について協議をしていくという答弁をいただきましたので、ぜひとも地域の実情を考えて御協議いただきたいと思いますと思っております。

今回の件で一番根本的な問題は、先ほど川畑委員からもありましたが、保育所をどのように考えていくかということです。子供たちにとっては、認可保育所であろうが認可外保育施設であろうが子育ての場であることに違いのないわけですし、実際にかもめ保育園におかれましては、もう 30 年ということで、本当に地域の中でしっかりと保育を育んできた実情があると私は思っております。認可外保育施設ではありますが、これまで小樽市の子育てに貢献をしてきたという認識を市としてお持ちなのかどうか、改めてお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

先ほど部長からも答弁させていただきましたが、やはり地域の中で一定の運営をされていて、認可保育所を基本

としておりますけれども、そうした中でも補完していただいているという認識の下で、これまで先ほど申しました補助金等も市の単独でということで、支出させていただいている状況でございます。

○上野委員

今の答弁を聞きましたら、かもめ保育園のこれまでの功績については、市としても認めていらっしゃるから、補助を出しているということで、これから申請等が始まっていきますが、スケジュール的なものを見ても、今が3月半ばですから、4月頭からの移行は間違いなくできないわけですが、子供たちは4月から入ってくるわけがあります。その中で、まず、かもめ保育園も含めた認可外保育施設に対する市としての支えという面で、今、補助の話がありましたが、補助額については先ほど具体的な数字などが出ていましたけれども、補助額のあり方も少し考えていかなければならない分野だと思っております。これは暫定的な措置かもしれませんが、認可保育所と認可外保育施設の格差が非常にあるのではないかと思います。その中で、まず4月からでも、少しでもそういう支えの部分の検討をしていくべきであろうと私は思うわけですが、市としては補助のあり方についてどのようにお考えか、お聞かせください。

○福祉部長

かもめ保育園でございますが、認識として、少し話がずれますけれども、これまでずっと運営を継続されて、現実に相当数の子供が通っている、遠くからも通われているということで、恐らく保育の内容が魅力あるものであったのではないかと。また別に、認可外保育施設として保育料の設定といった要素がございますが、認可保育所とは異なった設定になっておりますけれども、そういったこともあわせて総合的に利用される方が相当まだいらっしゃるということで、その点は敬意を表しているところでございます。

補助につきましては、せんだって回答文を渡したときにも申し上げたのですが、福祉部としては、これまでの財政的な支援は今後でもできる限り継続していきたいと考えていることは伝えております。ただ、具体的な額については、新年度予算の中では現状と同様の積算方法のものを設けております。今後については、確定的なことは申し上げられません。これは毎年の小樽市の予算編成の関係であり、議論をさせていただくような内容ではないかと考えているところでございます。

○上野委員

部長のおっしゃるとおりで、今後の話は、新年度においても今は骨格予算でして、4月に選挙が行われるわけがありますので、私たち市議会議員もその選挙を通してまたここに来るか来ないのかわかりませんし、同じく市長も同じだと思います。またここに戻ってこられるのか、新しい方が来るのか、それは26日が終わらなければわからないのです。そうすると、そこからまたスタートするという考え方があってしかりだと思うのです。ですから、今年度においても、既存の今の予算はありますが、それにプラスしていろいろ考える余地はまだあると思いますし、当然、今後の検討もしていただきたいですし、根本をいえば、やはり認可していく方向性も決して失ってはいけませんし、申請を受けた内容をしっかりと吟味して、申請者と協議して、市役所の中でもしっかり考えていただかないといけないと思います。発想の転換は絶対に必要だと思っております。既存のものをさらに使っていただくだけではなくて、パイを増やすことによって、新たな魅力を出していくことがこれからは大事なのではないかと思います。

ですから、既存の施設は既存の施設で頑張っていたかなければならない。子育ては、やはりこれからは魅力が必要です。子供をどうやって育てていくか、そういうパイを失うことになっては、小樽市として本当に先行きがさらに見えなくなってしまう。やはり子供のことを考える親のニーズに合わせて入れていくものに対して、市としてどこまでできるのか、財政的な部分をよく口にしますけれども、損して得とれではないのですが、長期的なことを考えたときに、何を優先するべきかということをぜひもう一度考え直していただきながら、今後の協議に真剣に向かい合っていていただきたいですし、現在の補助についても金銭的補助だけなのか、また違う形があるのかもしれないし、そこそこのニーズがありますから、通り一遍の考え方や方向性だけではなく、求めるものに全て応じ

られるかどうかはまた別として、それに耳を傾けることをぜひしていただきたいと思います。私の要望も兼ねて話しましたが、最後に部長からもう一度御答弁をいただきたいと思います。

○福祉部長

私どもとしては、今回設けさせていただいたこの事業計画は広く意見をいただきながらつくってきたものでございますので、まずこれを基本に取組を進めていきたいと思っておりますし、ただし、いろいろな小樽市内の保育需要といえますか、それが今後ここに書いてあるとおりにいくかどうかはわかりませんので、そうした将来の動きなどもよく見ながら、子育て支援については広く検討していかなければならないと考えております。

○佐々木（茂）委員

◎保育所の給付内容について

保育に関連して、施設型給付の対象となるもの、地域型保育給付の対象となるもの、認可外保育施設と言われるもの、そのような三つのパターンがあるのではないかと思いますので、給付内容の相違点について、簡単に御説明いただければと思います。

○（福祉）子育て支援課長

今、御質問がございましたのは、施設型給付、地域型保育給付の2区分のことと思いますが、基本的に今までですと保育所の運営費がございまして、規模や子供の年齢で単価が決まっておりますけれども、そうしたもので実際に入所された人数を乗じて月々の運営費を支払っているようになっております。これにつきましても、今申しましたものと類似してございまして、施設の形態によって相違はありますが、おおむねそのような規模別、また地域別という要素がありますけれども、そういう子供の単価が決まって、それに実際の事業所実績といったものを基に計算して支払をされる給付費となっております。

○佐々木（茂）委員

今説明をもらいましたけれども、はっきりと例えば1人について幾らという算出ではできないと理解してよろしいですね。

○（福祉）子育て支援課長

実際に計算をする際は、今、インターネット上でも関連の試算のソフトが既に出されておりますが、単純に子供1人が何十万円とか、15万円とかではなくて、そのほかのいろいろな施設の配置の関係といったもので加算されるなど、そういった要素もありますので、その形態によっていろいろ差異はございます。

○佐々木（茂）委員

先ほどのやりとりの中で、かもめ保育園の場合は札幌からもたくさんの子供が入園しているという話がありましたが、その方について、札幌市からは給付されていないという話があったと思います。これにつきましては、やはり他市町村から来ている場合は小樽市と同じにというわけにはいかないのでしょうか、開園している施設にしてみれば、どこの子供でも受け入れるということであれば、ある程度同一になるといえますか、負担を求める形での協議を今後していただきたいと思いますと思うのですが、これについてはいかがでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

先ほども部長からも少し申し上げましたが、現状の認可外保育施設という形の中で、札幌市から直接的なそのような給付はございませんので、現行形態での協議というのはなかなか難しいかと思っております。

○佐々木（茂）委員

難しいのかもわかりませんが、私としてみれば、そういうことがあれば、園としては非常に助かるのかと思われました。

◎小樽市立病院の保育施設の定員について

次に、今回の策定された事業計画の中に、市立小樽病院保育室、定員30名と書いてあるのですが、この定員は病院が新しくなってからも30名でしょうか。

○（病院）事務部事務課長

小樽市立病院の新しい保育所につきましては、定員50名と増員になっております。

○佐々木（茂）委員

この事業計画は、平成26年4月1日現在の記載だったので、新市立病院の保育体制がどうなのかと思ったので伺いました。

◎いなきたコミュニティセンター使用料の適用区分の誤りについて

次に、冒頭に報告がありました、いなきたコミュニティセンター使用料の適用区分の誤りに関連して少し触れさせていただきます。

先ほど主幹から、人数の多いほうの区分を適用して利用料金を徴収したということで、武道団体がそういう形でずという報告がございました。コミュニティセンター条例の備考の2番目に該当すると思いますが、「指導者又は見学者である場合における当該使用料の額は、高校生以下の者が属する区分によるものとする」と、この適用を誤ったのが一番の問題ではないかと思うのです。結局、高校生以下の方ですから、当然、指導者がついてきているので、保護する立場の見学者からは取りませんという形だったけれども、中にはそうでない方もいたということだと思ふのです。ですから、利用に当たっての申込書に誤りの記載をしたのであれば、普通であれば見学者や監督が区分されてしかるべきだったのではないかと思うのです。今後につきましては、新様式に改めたとおっしゃいましたが、どの点をどういうふうに改められましたか。

○（生活環境）浅野主幹

いなきたコミュニティセンターの使用許可申請書の様式の見直し部分ですが、今までは子供何名、大人何名という記載だけでしたけれども、大人の内数として指導者又は見学者が何名と括弧書きで記載するようにしまして、大人の中で指導者や見学者が何人いるのかを明確にするように改めたものです。

○佐々木（茂）委員

今までは、大人なのか、高校生以下なのか、備考の適用にあるような形の中で、区分の判別ができなかったのではないかと思うのです。指定管理者もそこまで目が届かないで、単純に過去の指定管理者が扱っていたような前例踏襲みたいな形になっていたのではないかと思うのです。私もいなきたコミュニティセンターには出入りしているのですが、どの方が保護者でどの方が監督なのかという区分はできないですし、どうしてそういうことになったのかと少し思ったので、この件について伺いました。

利用料金の不足については、今後しかるべき対応をするのだらうと思いますし、いろいろな形の中に速やかな報告、そして正しい利用の仕方をさせていただき、使い勝手がいい形での運営をお願いします。

○副委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○齊藤（陽）委員

◎陳情第837号NPO法人かもめ保育園に対する「子ども・子育て支援新制度」特定地域型保育事業の小規模保育事業所としての認可方について

まず、陳情第837号に関連して伺います。

陳情については、先ほど趣旨説明もありましたとおり、NPO法人かもめ保育園に対して、子ども・子育て支援新制度に基づく特定地域型保育事業における小規模保育事業所としての認可を求めるものであります。

新制度は社会保障と税の一体改革に関する3党合意に端を発するもので、国の方針として、現在、認可外保育施

設であっても、一定の質を確保できる要件を満たせば、特定地域型などの形で、ある程度は小規模の施設についても認可して、公的支援の対象として保育料が高いなどの不利益、不公平を改善していく方向性を持つものと理解しております。これはいわゆる大都市圏の保育施設整備のみならず、過疎地域などをも含む全国的な国の方針であると理解しておりますが、この点はこれでよろしいのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

例えば、保育料の水準などは、やはり地域における違いなどはあると思いますが、大都市圏の待機児童の解消ですとか、過疎地域の保育の受皿といった面で国は今回制度を創設したという認識でおります。

○齊藤（陽）委員

小樽市は、かもめ保育園からの要望に対して、本年 2 月 6 日付けで小樽市長名の回答をしていますが、その要点について簡潔にお示しいただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

4 点ございますが、一つ目として、小規模保育事業に関する説明の御要望がございましたので、認可基準などの資料を渡し、申請書類などの関係については 3 月末をめどに作成予定である旨回答しています。

二つ目として、小樽市子ども・子育て支援事業計画に小規模保育事業の設置を盛り込んでほしい旨の御要望がございましたが、本市で保育需要の増加が今後見込まれないというふうに見通せますので、この計画で新たな施設及び事業の拡大ではなく、原則として既存施設の活用を図るということで、小規模保育事業を含めていないという回答をしております。

三つ目として、小規模保育事業の認可後に札幌市からの広域入所を可能にしてほしいとの御要望がございましたが、本市においては、銭函地区の保育需要があり、札幌市の広域入所を受け入れる状況には至っていない旨、回答しました。

四つ目として、小規模保育事業と認可外保育施設の併設についての法的制限を明らかにしてほしいとの御要望がございました。それにつきましては、設備や職員は共有できないといったことなどを回答しております。

○齊藤（陽）委員

平成 27 年度から 31 年度の本市の事業計画では、就学前児童数が減るということで、保育需要は総体的に低下すると。たとえ拡大したとしても、定員変更で需給の均衡が図られると。したがって、この計画では事業の拡大ではなく既存施設の活用で対応するため、小規模保育事業等については計画に含めないというお考えのようですが、これが、かもめ保育園から出ている陳情と全く議論がかみ合っていないと思います。陳情では、需給の問題ではない、要するに需給を拡大するというでないものを、市は需給の問題として無理やり需給の拡大になるという捉え方をして、だから認めないというふうに展開されるのですが、まず計画では、単に絶対に必要とは言えないということであって、小規模保育のような形態があってはならない、あることがよくないと言っているわけではないわけですね。その点についてはいかがですか。

○（福祉）子育て支援課長

計画につきましては、総体的な少子化傾向などがございまして、そうしたものを基に需要量の見込みを見ております。今後、保育需要の変動があれば、その変動に応じた対応は考えていかなければならないと思っております。小規模保育事業についても、今回の計画では持っておりませんが、そういう保育需給の変動などがございましたら、またそれは国の制度でございまして、そういったものも今後の検討材料にはなるのかとは思っております。

○齊藤（陽）委員

今回の子ども・子育て支援新制度の基本的な考え方は、法にしても、本市で制定した条例においても、原則として、基準要件を満たすならば認可しますというつくりになっていると思うのです。例外的に供給が需要を大幅に上回っているときには、例外的だけれどもクレームがつくと。そのことによって例外的に考えなければならない場合

もあるということであって、基本的には申請がなされて要件が整っているものについては、欠格事由みたいなものもありますから、そういったものに該当しなければ、基本的に原則は認可するというつくりになっていると思うのですが、どうでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

国の認可に関しまして、その考え方としましては、基準に適合する場合については、認可することを前提として申請があった場合などは審査すること、また同時に地域の状況把握という要素もございまして、市町村の事業計画も勘案し認可申請への対応を検討するという内容になっております。需給関係を除いて、その基準に合致ということだけで、全て決めるものではないものとは考えております。

○齊藤（陽）委員

だから、需給関係を全く度外視はしないけれども、原則は認可することになっているのです。その場合に、需給という問題も考慮の中には入りますとっているだけで、ましてや今出ている問題は、そもそも供給が需要を大幅に上回るという量の問題ではないわけです。既にこの計画で位置づけられている認可外保育施設の分を、特定地域型にジャンル移動するというか、振り替えるだけの話であって、数、量そのものを拡大するか縮小すると言っている話では全くないものが、何で量の拡大という話になって、では認可しないというふうにつながっていくのかということが、そもそも法というか、条例というか、そのつくりからしておかしいのではないのかということを行っているのですが、いかがですか。

○（福祉）子育て支援課長

ここに記載のとおり、総枠としては確かにその中の動きだと思っております。ただ、認可の施設としては、またそういった面で、従来よりは増えていきますので、そういった面の増加にはなるという認識はあります。

○福祉部長

今、御質問があった判断のよりどころといいますか、構成要素としては、委員がおっしゃるように幾つかあります。どれが最初になるか、次は何かという、優先順位をおっしゃっていますが、いずれにしても、地域の保育の需要が充足されているかどうかというのは、最終的には各自治体の大きな判断のよりどころになってくるだろうと。それで、小樽市はそれを基に一定程度方向性を考えたということで御理解をいただきたいと思えます。

○齊藤（陽）委員

判断のよりどころとしていろいろな項目が何個かあって、それが全て等し並みに全部クリアしなければだめと考えるか、項目の中にある程度の優先順位や優劣があって、非常に重要な要素とそうでもない要素が序列づけられているのかという部分で、部長は全部大体同等のクリアしなければならないことだという考えでおられるように聞こえました。

現時点では、いろいろな形で書類様式等が整っていないと、準備ができていないと。陳情は提出されたのですが、実際に、そもそもの認可申請書がまだ出せない状況にあるわけですから、当然、認可申請が出てもないし、受理もされていない状況です。また、先ほど少し話が出ていましたが、財政面については、交付税措置をすると国は言っているけれども、本当にそれが措置されるのか、措置されないのかという一番大事な部分もあります。そういった財政面の見極め、あるいは本市の財政的な裏づけが本当にあるのかという部分で、将来的に認可申請がどんどん増えて、認可しなければならない施設がどんどん増えた場合に、財政的に立ち行かなくなる、破綻するみたいなことになっては、これまた大変なことです。こういった部分についてもしっかり考えてという意味で、今の段階では、もう少し熟考の余地が必要だということはわかります。

そのことはわかるのですが、法律的に考えて、条例は基本的には認可申請が出てきたら認めるというつくりになっていることについては、これはある程度市としても、その部分は考えないと、国の方針、法の趣旨との整合性がとれなくなるのではないかと。部長と課長が今ずっと答弁されている論調は、何かその趣旨にいかにも逆行してい

るように聞こえるのですが、その部分が市として真剣に考えなければならないことなのではないかと思えますけれども、再度、部長どうですか。

○福祉部長

これまでに、本会議、予算特別委員会を通じて何回か答弁させていただいておりますが、今回の子ども・子育て支援新制度の中で、家庭的保育や小規模保育事業がなぜ出てきたのか。小規模保育事業という言葉は前からあるのですが、A型、B型、C型と分かれ、基準も一定程度一部緩和されたものが法で位置づけられたという大きな側面があるのですが、これは大都市を中心に起きている待機児童問題を解消する。それは物理的なキャパシティ、認可保育所が足りない、申し込んでも全然足りない、あるいは事業者側も定員を拡大したいものの今の面積でいっぱいいっぱい、これ以上定員を拡大できない。新しくつくろうと思っても土地もない、基準も非常に厳しい中で、国はとにかく受皿を物理的に増やしていかなければならない。これまでもさんざん国はそうしたことを達成するためにいろいろな方策を考えてきたのですが、なかなか実現は難しかった。あるいは政権交代もあった。今回、ようやく子ども・子育て支援新制度の法律が可決され、中身もいろいろ固まってきた中に小規模保育があるわけでして、やはり認可する場合のよりどころとしては、要件がクリアされていればもちろん無条件に認可しなさいという言葉が書かれていますが、それはあくまでも地域の保育需要が充足されていない場合だと、そういった条件が並行してついているわけです。

ですから、各自治体は自分のところの保育需要、将来予測も含めたものを勘案して、今回のような計画をつくり、小規模保育の必要性をある程度判断していくと。そのあたりで小樽市は、今の認可保育所で物理的なキャパシティがまだある。保育士が確保できないために入所待ちは相当発生しておりますが、そういう考え方を持っている。そこに、かもめ保育園も認可の御要望を出された。それで、私どもはなかなか難しいと答えたということで、かもめ保育園としては、市は認可しないと言っているのと同じではないかということで、恐らく冒頭の趣旨説明でそういう発言もあったのではないかと思うのですが、今後はあくまでも保育需要がどうなっているかというのがありますし、総合的に見ていかなければならないですし、実際に小規模保育施設の認可申請が出てきましたら、当然、小樽市の今言ったような方向性もありますし、現実には条件が全て満たされているかどうかを一つ一つ見ていかなければいけませんし、そうした対応をする中で、またその時点で申請者とはいろいろと話していく場面は出てくるのではないかと考えています。

○斉藤（陽）委員

私は、外形的基準の要件を満たすかどうかという部分が主たる要素であって、需給の均衡は2次的な判断の要素でしかないと考えています。これ以上やっても平行線なので、次の質問に移ります。

○福祉部長

今の順番のことでありますが、私どもとしては、地域の保育需要が充足されていない場合に、それがまずあって、そして申請基準に適合している場合は認可しましょうという順番があるのではないかと考えているところでございます。

○斉藤（陽）委員

少し、微妙にニュアンスが違うのですが、わかりました。

◎福祉除雪サービスについて

次に、福祉除雪、屋根雪下ろし助成事業及び置き雪除雪について伺います。

まず、それぞれの事業主体はどこでしょうか。三つそれぞれについて、お聞きます。

○（福祉）地域福祉課長

福祉除雪と屋根の雪おろし助成事業の二つにつきましては、小樽市社会福祉協議会が事業主体でございます。置き雪除雪は、小樽市が実施しております。

○齊藤（陽）委員

社会福祉法人小樽市社会福祉協議会福祉除雪サービス事業実施要綱は、平成18年に制定されているものです。また、社会福祉法人小樽市社会福祉協議会高齢者等屋根雪下ろし助成事業実施要綱も平成18年10月17日の制定です。二つの要綱があって、それぞれ後ろに利用申請書の様式として、様式第1号第6条関係があります。利用する場合に、利用を希望する事業にチェックを入れてくださいと括弧書きがついています。宛先は、社会福祉法人小樽市社会福祉協議会会長何々様となっていて、世帯の状況、世帯区分、除雪希望者のいろいろなことを記入する欄、担当の民生・児童委員が記入する欄があって、一番下に特記事項などがある場合にお書きくださいという備考欄があります。この備考欄に、置き雪対策希望というスタンプが押してあって、括弧書きでありなしという記載があります。置き雪対策の申請については、非常に便宜的というか、福祉除雪サービスの申請書の一番下の備考欄の、ましてや印刷もされていないスタンプで押した希望するのかもしれないのか、ありなしという、それだけのことでしかないわけです。非常に不十分というか、不適切な形の申請書のつくりになっているのではないですか。

○（福祉）地域福祉課長

置き雪除雪につきましては、建設部が主体となって試行として平成19年から始めたものであります。除雪対策の一環として行ってきたものですが、22年度から現在の福祉除雪、除雪弱者への対策としてそのサービスの対象となったものでありますので、あくまでも当初は試行だったこと、22年度も建設部が主体となっていて、その制度として福祉除雪という対象を組み入れたということで、民生・児童委員の協力も必要だったため、申請書の記載をできるだけ簡潔にするという目的があったと聞いております。

また、高齢者にとっては少し複雑な書きようになっていますので、申請者の記載の負担軽減という観点からも、もともとやっていた福祉除雪の様式を崩すことなく、それを利用してきたものでございます。

○齊藤（陽）委員

非常に苦しい答弁で、わかりやすくする内容だったら、もっと違うところをわかりやすくしてもらいたいですね。備考のところにあるなしと丸をつけて、それがわかりやすいという話にはならないと思います。

もう一つ、ここに平成26年度福祉除雪サービス事業・高齢者等屋根雪下ろし助成事業利用決定通知書と平成26年度置き雪除雪利用決定通知書があります。これはある方に実際に届いた利用決定通知書です。これは同じ一つの申請書で出した申請に対して、一方は小樽市社会福祉協議会の会長名で、平成26年11月26日付けで屋根の雪おろし助成の利用決定通知書が来ました。もう一つは、26年11月25日付けなので1日違うのですが、小樽市長中松義治名で置き雪除雪の利用決定通知書があります。一つの申請を出したら、違うところから2通の利用決定通知書が来ると。こういう形で社会福祉協議会に出した申請に対して、社協と市長と2通の決定通知が来るとい、これ自体も非常にわかりにくい話です。そもそも事業主体が異なる事業を1枚の申請書で処理すること自体が無理な話なのではないですか。

○（福祉）地域福祉課長

実施主体が異なるということですが、置き雪除雪は、福祉除雪の要件に加えまして、除雪路線に面している世帯かどうかということも要件になっております。ですから、福祉除雪の対象となっていますが、置き雪除雪は対象ではないこともあって、これを一緒にの様式で送るとわかりにくいのではないかとということで、私どもとしては一応配慮したつもりで別様式にして送付している実情でございます。

○齊藤（陽）委員

そうであれば、備考欄に丸をつけるという便宜的な方法ではなくて、きちんと別立ての申請書を用意して、別立てで利用決定通知も来るほうがわかりやすいと思います。

次に、所得制限について伺います。現在は、3事業ともに、今年度の市民税所得割が課税されていない世帯になっていますが、所得制限が設けられてきた理由と、その内容の変遷などの経緯を事業ごとに説明してください。

○（福祉）地域福祉課長

福祉除雪につきましては、社会福祉協議会で昭和53年度から開始した記録があるのですが、その際の制度化、実施の経緯、どのように要件をそろえたかというのは、正直わからないのが実情でございます。

考えるには、小樽市は降雪地でありますので、当然至るところに雪が降るわけありますから、行政だけではなくて、市民の皆さんも協力をいただいて対処していかなければならないということにははっきりしていると思うので、雪が降ったところについては自分で何とかするのが基本にあると思いますが、その中でも、高齢者、身障者の方々、自力で雪かきが難しい、経済的にも業者を頼むわけにはなかなかいかない世帯に対して、扶助的な福祉サービスの一環としてそれをすると。そのためには、ある程度対象を絞っていかなければならないということでやってきたのだと思われま。

置き雪除雪につきましては、平成22年度から対象世帯を一定の基準の下ということで、福祉助成の一環として実施してきたという経緯になります。

○齊藤（陽）委員

これは課長からいただいたものですが、今ここに平成5年11月号の小樽市の広報があります。言葉が少し古いのですが、独居老人世帯などに除雪サービスということで、生計中心者の前年分所得税が非課税でという書き出しで始まる、ひとり暮らしの老人世帯や老人夫婦世帯など、要件や対象を記したものがああります。このときは、生計中心者の前年分所得税が非課税という所得制限だったようです。福祉除雪に関しては、扶助的なサービスという意味合いからある程度の所得制限があることは、常識的に理解できる場所ではああります。

ただし、置き雪除雪は、そもそも市の除雪によって雪を置いていった、その置き雪を処理するのが扶助的なサービスなのかと。そもそも市が責任を持ってやらなければならないことを、扶助的なサービスという話にはならないのでああって、それに所得制限を設けること自体が適当ではないのではないかと。もともと置き雪除雪の試行の段階で、当初は所得制限がなかったと思いますが、いかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

私が聞いておりますのは、置き雪除雪は平成19年に試行的に始まりました。その経緯は、懇談会等で町会からも置き雪を何とかしてほしいといった要望が強いことから始まったと聞いております。その際には、町会と話し合っ、世帯や路線を決めたということでもありますので、その際には所得制限はなかったという認識でおります。

ただ、実施していく中で、ここをやってあそこをやらないというふうにな不公平になってきたと。そこで何とかしなければいけないということで、町会としても選べないとなったことから、一定の基準の下で実施しなければなりません。そうすると、置き雪は何とかなければなりません、基本的には皆さんに御家庭でやっていただくものであありますけれども、今おっしゃるような福祉除雪の対象者、あくまでもそういった除雪の弱者の対策としてやっていかなければならないということで福祉サービスの中に入ってきたものであありますので、なかなか分けて考えるとはいかないかと考えます。

○齊藤（陽）委員

確かに福祉部が窓口になって、民生・児童委員の協力をいただいて社会福祉協議会がというのは、それはそれでいいのです。ただ、制度として福祉除雪と合体をさせて置き雪除雪をするのではなくて、置き雪除雪の本質的な要件、外形的要件である、高齢者のひとり暮らし、高齢者の夫婦、あるいは障害者世帯、母子世帯、そういう本質的な要件を満たせば、置き雪除雪については所得制限などはないです。希望する人で、市の除雪路線に面している場合には、みんなが対象になりますというふうに、まずひとつ制度をくくるのです。その上で、その他のいろいろな福祉除雪サービス、屋根の雪おろしなどについては、市民税所得割が課税されていない世帯という所得制限があっても構わないのですから、2段構えというか、まずは別の制度だという縦分けをするべきなのではないのかということではいかかでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

高齢者や身体障害者の方は、重機で削った雪が家の前にあって、片づけるのが大変だというのは大変理解はできませんけれども、要件を満たせば皆さんの希望を聞く、それでやっていいのではないかというお話でございますが、所得のある方については、業者に頼んで年契約でそこを片づけることもあると聞いていますので、置き雪除雪も含めて、小樽市として除雪弱者対策の一環でありますので、除雪については雪対策課と連携しながらやっておりますけれども、現行制度の中で何とかよりよい方法を考えていかざるを得ないというように考えているところでございます。

○齊藤（陽）委員

再度言いますが、置き雪はそもそも市が除雪して置いたものであって、それを取り除くことは扶助的なサービスではないのだと。それ以上の個人のいろいろな事情によってできない部分を応援するのは扶助的かもしれないけれども、置き雪を取り除くのは扶助的サービスという範疇には入らないと私は思っていますので、今後また議論していきたいと思います。

○福祉部長

そもそも置き雪については、建設部にもどういった考えがあるか、あるいは市民からどういった御意見、御要望があるかというのを一度聞いてみたいと思います。

○副委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 40 分

再開 午後 4 時 03 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

○齊藤（博）委員

◎陳情第837号NPO法人かもめ保育園に対する「子ども・子育て支援新制度」特定地域型保育事業の小規模保育事業所としての認可方について

陳情第837号については、代表質問と予算特別委員会で2回、それぞれ議論させていただきました。私自身も認可外保育施設を利用した一人ですし、私の子供が生まれたころは、認可保育所ではまだ産休明け保育をしていませんでしたから、すぐの思いで認可外保育施設に助けていただいて、小学校に入るまで利用させていただいたという経過があります。そういった意味では、認可外保育施設の問題を聞くと感じるものはあります。ただ、議論は議論として進めさせていただきたいと思います。

先ほど言ったように、3回議論させていただきました。一致している点もあって、認可外保育施設を小樽市はどの位置づけているのですかという質問に対しては、小樽における認可保育所を補完する施設としての役割を果たしているといった答弁をいただいています。それは了解できる部分でもあります。

次からは少し微妙なのですが、私は今回のかもめ保育園の関係で言うと、銭函地区とか小樽市内での需給関係で、特に30年近く保育事業をやっている施設ですから、新規参入の施設と違って、大きな需給関係を壊すものではないのではないかと聞いています。それについても、保育の受皿としては大きな変動にはならないという御答弁をいただいているのです。その後、答弁の中で聞いてないことを言い出すのです。何かというと、そうなのですけれど

も「現在の認可施設で保育需要が賅える状況にあることから、新たな認可施設の需給関係に変動が生ずるものと考えております」というふうに補足といいますか、私からすると聞いていないのに、どうしてこんなことを言うのかなという部分がついてきたのです。それで、予算特別委員会で小樽市として小樽の需給関係をどう見ているのかということでも2回ほどやりとりさせてもらいました。

そこでわかったのは、小樽市は現在の認可保育所で保育需要を賅える状況にあると答弁されていますが、小樽市内全部の定員を見ると1,420人で、実際に入っている子供は1,481人です。61人オーバーしています。そのほかに一部議論はありますが、小樽市は待機児童として2月1日現在で54人と押さえています。足すと115人です。こういった実態があるのに、どうして保育需要は足りている、将来的に足りると言えるのですかという質問をしていて、2回目に整理したのは、部長がおっしゃっているのは子供の数や定員ではなく、市内の認可保育所の全ての面積を見ていけば、市内の保育所では定員の削減などが行われているので、古い施設の面積を持ってきて、それを活用すると思えば、物理的なキャパシティは賅われるといった考え方を示されて、小樽市内の需給関係は満たされているという答弁だったと思うのです。もう一度改めて確認したいのですが、どういう根拠で小樽市内の保育需給は満たされている、賅うことができると考えているか、説明してください。

○福祉部長

予算特別委員会で答弁させていただいたことと重複いたしますが、現在、小樽市では50人を超える入所待ちの子供がいます。実際に入所児童が1,481人で、入所できていない子供は54人、合わせて1,535人ということで、実際の保育の需要というか、それはあると考えますが、数年前は今とほぼ同じ市内の認可保育所で1,500人を超える子供、1,540人ほどが入所できていたということです。それは、何かぎゅうぎゅう詰めの状態を想像されるかもしれないのですが、実際の小樽市内の現在の認可保育所の床面積を最低基準で割り返していくと、3,000人近くの枠が出てきます。だけれども、実際はこれまでも1,500人ぐらいの保育は受けていたので、3,000人を受けていたということとはございませんので、ぎゅうぎゅう詰めでもない、物理的なところは充足されているということを説明しました。また、大都市を中心に起きている待機児童問題は、認可保育所がそもそも全然足りないことから起きている。だから、国は認可保育所をどんどんつくってください、あるいは少し基準を変えた定員枠を小さくした小規模保育を今回また設けたということで、小樽はそもそも面積的なキャパシティは確保されているので、小規模保育等ということを活用しなくても、保育の需要は満たされているし、将来的なことを考えても、そこはある程度大丈夫だろうという話をさせていただきました。

○斎藤（博）委員

今の部長の話を聞いていると、私どもがよく使っている資料があるのですが、定員という考え方が、認可保育所の経営を優先するあまりに形骸化しているのではないですか、あまりにも実態とかけ離れているのではないかということについて見解をお聞きしたいのと、適正化を図るべきではないかといった二つのことを改めて聞いているのですけれども、それに対して改めて御答弁をお願いします。

○（福祉）子育て支援課長

市内全ての保育所ではございませんが、年度の後半になってくると、入所当初の施設定員を超えていくといった実態がございます。そうした中で、国は一定の120パーセントを超えるような状態については、定員の見直しを行うべきという考え方は持っております。

ただ実態といたしまして、年度後半は定員を超えていくことが多いのですが、年度当初は3月に卒園される子供が生まれて、いったん人数が落ち込みます。そして4月からスタートして、徐々に増えていくという実態もございます。

また、その年度途中の子供の入所に伴いまして、これまでは保育士の加配等もある程度得られてきたこともございまして、そういった定員を超えているような実態があったのかとは思っております。

また、その適正化でございますが、先ほどの国の120パーセントという考え方につきましては、平成27年度の新制度においても同様の考え方を持っております。また、新たに今度施設型の給付費の減算措置などを予定しておりますので、これまでよりはそうした取組といいますか、定員の適正化というか、見直しは進んでいくとは考えられるところでございます。

○齋藤（博）委員

代表質問でも聞いているのですが、認可の権限の法的な根拠について尋ねました。その中では、改正後の児童福祉法の規定に基づいて認可の権限は市町村にある、条例等に基づいて認可を行うといった答弁をいただいているのですが、認可の権限について、もう少し詳しく説明していただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

今回、地域型保育事業につきましては、国としては家庭的保育等と言っておりますが、小規模保育事業なども含めて、市町村において、その認可基準について条例を設けることになっております。また、今回の法改正の中で、その認可においては、市町村において条例等に基づいて行くと、そのように改正しているところであります。

○齋藤（博）委員

本会議でも条例等に基づきという答弁をされているのですが、条例だけで認可事務ができるとは思えないのですが、条例等に基づき認可を行うものでありますという「等」の部分は具体的に何をいっているのか、もう少し詳しく聞かせてください。

○（福祉）子育て支援課長

認可の関係につきましては、施設の例えば保育士の配置や面積的な要件といったものは、先ほど申しあげました市の条例で規定しているところです。市の条例においては、国のそういった内容に関する省令が出ておりますので、それに準じて行くと規定したところでございます。

施設的な内容についてはそういうこととなりますが、また認可の具体的な検討というのは、先ほども少し申しあげましたけれども、保育の需給などの関係も含めて考えていくこととなります。

○齋藤（博）委員

質問の角度を変えますが、小樽市として今回のかもめ保育園が小規模保育事業に関して認可申請の意思を持っていると確認されたのは、どの時期ですか。

○（福祉）子育て支援課長

6月にもお会いしていますが、そのときには若干のやりとりがあったという記憶でございます。また、11月に説明会の御照会をいただいたということでございますが、明確な意味で意思をお持ちだと認識したのは1月に要望書を持ってこられたときでございます。

○齋藤（博）委員

これは印象なのですが、今回のいろいろな方の議論や答弁を聞いたり、今日の陳情趣旨説明を聞いたりしていると、すごくコミュニケーション不足を感じるわけです。そんなに大きなまちでもないのですし、かもめ保育園とは、小樽市も補助金を出しているという関係もあるでしょうし、子ども・子育て会議も含めてそれなりにつながりはあるのですが、その経過を見ていると果たしてコミュニケーションがうまく機能していたのかと。いつ会った、いつ文書が来たという答弁以外のいろいろなところのコミュニケーションはどうだったのかというふうにも感じてしまうのですが、その辺についていかがですか。

○（福祉）子育て支援課長

認可等に関しては、6月、11月、1月、2月という主な経過であったと思います。今、委員からもお話がございましたが、市の補助金などの関係につきましては、必要な書類を事務的にも連絡などをとっておりますし、子ども・子育て会議の委員として御出席いただいておりますので、そうした際に直接的なこういう話ではありませんけれど

も、言葉を交わすことはございました。

○齋藤（博）委員

今となってはどうにもならないという気はしますが、そういう意味では、もう少し事前のコミュニケーションがどうだったのかという思いは、今にしてみると残念だという思いがあります。

次に、1月に申請されるであろうという相手方の意向なりが確認できてから、準備に入ったと説明されていますが、答弁を聞いていると3月中には何とかとおっしゃっているのですけれども、具体的にはどういう作業で1月から2月と、ここまで至っているのか、まだできていないことについて、まずはどのような事前の準備が必要なのかをお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）子育て支援課長

先ほど申し上げましたように、認可基準が市の条例等で規定されております。そういった中で、その内容について確認するというので、例えば保育所の配置や部屋の面積をはじめとしまして、その内容に関するもの、また、申請になりますので、申請書といったものや附属書類もございますが、そういったものを一定まとめて今整理をしているという内容でございます。

○齋藤（博）委員

子ども・子育て支援新制度は、すごく大規模なものだと思っていまして、1年ぐらいの準備期間で本当にやれるのか、国の予算措置が果たして大丈夫なのかという議論は、この間もさせていただいてきました。ただ、それにしても1月から現在までの準備が相当困難なものだったというふうに関心しているのですが、作業経過について、どういうものについて、どういった作業をして、今でもまだ準備が整っていないのか、その点を詳しくお聞かせください。

○（福祉）子育て支援課長

こういったら申しわけないと思いますが、今回の新制度につきましては、地域型保育事業のほかにもいろいろと準備等がございますし、保育料等の関係の新たなそういった設定などいろいろございます。そういった全体の中で、できるだけ並行してやっておりますが、こういうお話もあって優先順位を上げて現在まで進めてきているところでございます。

○齋藤（博）委員

結果としてこういう状況になっていて、今日は3月11日ですから、まず申請書類が準備されて決裁がおりて、外に出ていくというのは、相当時間的には厳しいと思うのです。前も私の質問に対しては、申請があれば受理しますという答弁をいただいているのですが、タイムリミットは何か設定されているのですか。

○（福祉）子育て支援課長

特にタイムリミットはありません。

○齋藤（博）委員

そういった中では時間との競争ですが、4月1日という話というのは、極めて厳しいと思っているのですけれども、先ほども言いましたように、どうも前段のコミュニケーションの部分がどうだったのかと。どこでそういうふうに話が行き違ってしまっているのか、考え方がうまく伝わっていないのかという部分はどうしても残ってしまいます。そういう印象だということは、まず話させてもらいたいと思います。

◎陳情第837号にかかわる広域保育について

次に、陳情にもあるのですが、隣接している市町村の子供の関係ですけれども、小樽の子供が札幌の保育所で、逆に札幌の子供が小樽の保育所で預かるといった事実は、過去には何件ぐらいあったのですか。

○（福祉）子育て支援課長

広域の入所の関係でございますが、直近の3年間で申し上げますと、小樽市が札幌市の子供を受け入れておりま

すのは、平成24年度は3人、25年度は2人、26年度はありません。また、協議をして、小樽市が依頼して受け入れていただいたということはございません。

○斎藤（博）委員

小樽市が窓口になっていないという話かと思うのですが、過去の子供はどういった経過で預かったのですか。

○（福祉）子育て支援課長

勤務先等が本市の北西部方面にあつて、小樽市内の北西部方面の保育所を利用されるということで、小樽市でそれについては受入れの余裕があつて可能だということで、その事例については広域の保育ということで実施しております。

○斎藤（博）委員

そのときに小樽市と札幌市は、そのことに関して何らかの協定を結ぶとか、相談するとか、そういったやりとりはするものなのですか。

○（福祉）子育て支援課長

協定の締結はしていませんが、基本的にそういったことを受入れに対して事前に協議を行っております。

○斎藤（博）委員

今は札幌市との話ですが、余市町も隣接しています。例えば障害を持った子供の学童保育などでは、余市町を使わせてもらったことがあるように聞いたこともありますが、余市町との関係での実績はどうですか。

○（福祉）子育て支援課長

同様に最近3年間で申し上げますと、余市町の子供を小樽市が受け入れたのは、平成24年度は7人、25年度は6人、26年度は8人です。逆に小樽市が依頼をして余市町に受け入れていただいた子供は、24年度は3人、25年度は4人、26年度は5人という実績でございます。

○斎藤（博）委員

その実態について、先ほどの札幌市との例と同じように、小樽市と余市町の間ではどのようなやりとりがあつたのですか。

○（福祉）子育て支援課長

同様に、事前に協議をして受入れが可能だということであれば、その後の手続をいろいろ進めていくことになっております。

○斎藤（博）委員

例えば、今の札幌市や余市町の例という過去の経過から見て、銭函地区と限ってもいいのですが、キャパシティに余裕がある場合は札幌市の子供を入れられると答えているのだらうと思うのです。ただ逆に言うと、余裕がないときは、どういう扱いなのですか。

○（福祉）子育て支援課長

キャパシティと申しますか、そのときの入所の動向もあると思いますが、一定程度入所の需要があると、市外からの受入れというのは原則として難しいと考えております。

○斎藤（博）委員

例えば、予算特別委員会資料として配付された2月1日の実情で言うと、銭函保育所は確かに待機児童が6人、一方で桂岡保育所の待機児童は1人で入所率は70パーセントです。そして、かもめ保育園もあるのです。こういったケースを考えたときに、かもめ保育園が小規模保育事業の認可となつたときに、札幌の子供を受け入れる余裕があると考えていいのか、どうですか。

○（福祉）子育て支援課長

現状で認可してという想定はしていませんので、答えることはできないかと思っております。

○齋藤（博）委員

今、認可してほしいという話をさせてもらっていますよね。それで、過去の例を見ると、需給関係だという話だと思います。相手方の希望する保育所もあるのでしょうか、小樽市と余市町というか、蘭島地区の需給だと思うのです。札幌市と小樽市においても、希望する保育所と需給関係などの問題だと理解したのですが、そういうふうにと考えると、今の時点で、桂岡保育園には70パーセントしか入っていないような地域です。そうしたときには、保育ニーズ的にいって、札幌市の子供を受け入れることが可能だと考えられるのか、このぐらいの状態でも難しいと考えているのか。認可外保育施設だから想定していないではなくて、認可したとしたら最高で19人ぐらいです、小規模保育事業ですから。そうすると、19人の保育所と桂岡保育園が55人で、銭函保育所は4月1日に変わりますが、そういった中で、どういう状態になったら受入れが難しい、いっぱい状態だと考えられているのかを聞かせてください。

○福祉部長

広域入所の考え方は、例えば小樽市内の保育施設があったとしまして、そこで3月末になっても、どの年齢の子供にもあきがある状態が何年か続いて、大丈夫だというのが確認できれば受入れは可能になってくるのではないかと思います。もしそうでなければ、年度末になって、よその自治体の子供を受け入れたことによって、小樽市の子供がもし入れないという状態になると、それは非常にまずいわけですから、そういうことにならないというある程度の確信が持てる状態になって、初めて受入れが可能だろうと思います。

また、保育所ですから、例えば2歳の子供を受け入れたとしまして、普通はその子供が卒園までいるわけですから、途中でまた保育所があふれてくるといいますか、わりといっぱいになってくることも考えられますから、非常に慎重に考えていかざるを得ない要素だと思います。それ以上の確たるルールといいますか、考え方というのはございません。

○齋藤（博）委員

今の説明を聞くと、小樽市民のためですという立場はわかるのですが、過去の実績を見ていくと、札幌市や余市町の子供を受け入れた事実を見ると、果たして長期的な需給関係を残した上で許可したのかどうかと、保育というのは今ですから、明日から、来週から、来月から入れてくれないかという話で相談に来るのがほとんどでして、待機児童の問題でよく議論をするのですけれども、2年後に来てくださいというのは、今、保育を必要としている人にとっては、ほとんど意味がないわけです。そういった意味では、例えば認可保育所になって、こういう状態なのに、例えば、三つの施設全体で見ると入所率が80パーセントといった状態でも、やはり慎重に見ざるを得ないという立場なのか、その辺についてもう少し詳しくお話しいただけますか。

○福祉部長

全体の定員の枠もそうですし、歳児ごとの枠もあるでしょうから、そういったところにも目を配っていかねばならないと思いますし、これまで実際に余市町の子供を受け入れていたということがあれば、恐らく受け入れた保育所では、過去にわりと余裕があった状態が続いていたので、受け入れても大丈夫だという判断があったのではないかと思います。そういったことの要素で、その都度、もし御希望があれば考えていきますし、相手側の自治体の判断もございますので、今言ったことで対応してきていますし、これからも考え方はたぶん同じなのだろうと思っています。

○齋藤（博）委員

この間の経過を聞かせてもらったのですが、例えばそういった隣のまちの子供を受け入れる際の判断基準は、何か文書化された要綱や規則などはあるのですか。

○（福祉）子育て支援課長

広域保育につきましては、広域保育の入所の要綱ということで、その内容について、例えば入所決定の通知をど

う行うか、実際に委託契約を結ばなければならない場合はそういったものを締結するとか、保育費負担金の徴収はどのように行うのか、そういう具体的な事務的な面を定めているものはございます。

○齋藤（博）委員

そういった内容は、今準備している小規模保育事業の条例以外の要綱や規則をつくっていくことになるのだらうと思いますが、そういった中にも反映されてくるということですか。

○（福祉）子育て支援課長

現状では、先ほど申しあげました認可申請の関係を最優先にしていますので、現在はこちらをやっております。現状では、広域保育は、とりあえずまだ改正などは手をつけておりません。

○齋藤（博）委員

◎陳情第837号にかかわる小規模保育事業と認可外保育施設の併設について

この項目について最後にお尋ねしますが、陳状に書かれているような認可されている小規模保育事業と残された認可外保育施設の併設については、どういった基準や取扱いを考えているか、聞かせてください。

○（福祉）子育て支援課長

本会議の答弁でも申しあげましたが、基本的に人員や設備の共有はできないとなっております。具体的な形態として小規模保育施設であれば、先ほどの認可基準の規定の内容がかかわってまいりますし、また認可外保育施設としましては、北海道で認可外保育施設の指導監督要綱等がございますので、そうした中でそういう考え方等も示されておりますので、それぞれ規定されているものは異なりますが、それに応じた併設というか、そういう形態が必要ではないかと思えます。

具体的な内容を見ながら、その関係がそういう基準に照らしてどうかということになるのではないかと考えております。

○齋藤（博）委員

そういった部分を含めて、これからつくられていく規則や要綱などの書式の中で、きちんと整理してもらいたいと思えます。

いずれにしても、冒頭に話したように、どうもこの問題についてはコミュニケーション不足といいますか、どこかボタンのかけ違いというような、どこかで話がずれているのではないのかなという思いもあります。いずれにしても申請はされてくると思えますし、法律では認可する権限は市町村にあるとなっておりますので、これは決定責任も逆に持たされるわけですから、十分に話し合いをする中で、取扱いについては進めてもらいたいと、決め打ちではなくて、きちんとした話し合いの中で問題を解決していただきたいということを申し述べたいのですが、その辺についてはいかがですか。

○福祉部長

確かに申請が出てまいりましたらば、そういった審査基準の適合や小樽市の状況なども含めてよく話をさせていただきたいと思えます。

○齋藤（博）委員

よろしく申し上げます。

◎議案第22号小樽市青少年問題協議会条例案について

次に、議案第22号小樽市青少年問題協議会条例案に関連してお尋ねします。

先ほど説明をいただいているのですが、改めて今回の改正の変更点と変更した理由について御説明いただきたいと思えます。

○（生活環境）青少年課長

主な変更は2点あります。1点目は、委員数の変更でございます。委員数の変更は、法の改正趣旨にもあります

ように、協議会の効率的な運営の観点から検討させていただきまして、委員数を35名以内から14名以内とさせていただきます。2点目は、構成員の変更になりますが、具体的には市議会議員を削除という形になっておりまして、これは議決機関の議員が執行機関の附属機関の構成員となることは違法ではないが不相当であるという行政実例があるのですけれども、その解釈指針によりまして、地方自治法上、附属機関は執行機関の附属機関でありますし、またその附属機関が建議した場合には、市の施策となるときには議会に報告して審議してもらって決定していただくこととなりますので、そういった考えから除外したものでございます。

○齋藤（博）委員

要するに、議員の枠を削り、市長も出席しなくてよくなるというあたりについては、円滑な会議運営という観点で、もっとスムーズに会議を開きたいという意向ではなくて、そういった権能のかかわる部分だということによるんですね。要するに、議員がいるということ自体が適正なのかと考えた結果だということですか。

○（生活環境）青少年課長

議員の削除については、今申し上げた理由ですが、効率的な運営の観点で、まず委員数はどうするのか、委員の構成をどうするのかということ考えた結果、まず委員数を減少させたことは、委員をどういう形にするかを考えたときに、基本的に法律で求める指導育成、保護又は矯正にかかわる業務となっておりますので、それに関係する団体の人を中心にした構成とした結果、その人数になったということです。

○齋藤（博）委員

私の会派で言いますと、佐々木秩議員が青少年問題協議会の委員になっているのですが、4年間の任期で一度も開かれなかったという報告を受けています。その理由はいろいろあったと思うのですが、この委員会の開催といいますか、運営の仕方については、過去に開かれなかった事実はそうなのでしょうけれども、今後の運営や持ち方については、こういうふうな条例を改正していったということを含めて、どういうふうに変っていくのかという部分について、非常に心配と言ったら変ですけども、気にしていますので、その辺についてもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○（生活環境）青少年課長

この協議会につきましては、施策の樹立につき重要な事項を調査、審議するときに開催することになっているのですが、今までは人数の多さもありません、実際には平成19年度から開催されていないのですけれども、今回の法律の改正に基づいて検討した結果、もっと開催しやすいようにしようということで、まず人数を減らして、その具体的な施策ではなくても、委員間の情報共有なり、情報交換なりをして進めていこうということで考えておりますので、今後は少なくとも年に1回は開きたいと思っております。

○齋藤（博）委員

そういう意味では、スリム化したという変な話になりますが、年に1回ぐらいは開かれるように変わっていくといったことで受け止めたいと思います。

◎生活困窮者自立支援法の施行に伴う事業の実施について

次に、報告にあった生活困窮者自立支援法の施行に伴う事業の実施に関連して、何点かお聞きします。

必須項目に住居確保給付金があります。資料で説明されているのは、離職等で住宅を失ったか、そのおそれが高い人についてうんぬんとあるのですが、よく報道されているような解雇に伴って社宅や寮を出されてしまって、解雇イコール家を失う、住むところを失うといった実態が、小樽市内で起きているのかをお聞かせいただきたいと思っております。

○（福祉）生活支援第1課長

現在、住居確保給付金の関係で行っているのは住宅支援給付なので、その実績で答えさせていただきますが、対象者の要件の一つとして、住宅を失った又は失うおそれがある者とございますけれども、今、質問にございました

ような、住宅を失ってしまったという方の申請や相談は、実績の中ではございません。あくまでも、今までは失業してしまっただけです。いろいろな相談をしている中で住宅支援給付を利用されているという方ばかりでございます。

○斎藤（博）委員

質問を詰めていきたいと思うのですが、委員会資料の中で、この事業を実施する「たるさぼ」を立ち上げていくということで、それ自体は了解できるのですけれども、総括責任者を置いて相談支援員を置くと、これは委託となっているので、この委託先はどこになったのか、お知らせください。

また、就労支援員と就労準備支援員についても委託すると書かれているのですが、どこが委託先になったのか、こういった形で決めたのか、お知らせいただきたいと思います。

○（福祉）小野寺主幹

相談支援員と就労支援員は、自立相談支援事業の中で配置を求められている支援員のことですが、相談支援員につきましても、小樽市社会福祉協議会に随意契約の予定でございます。

就労支援員と就労準備支援員については、プロポーザルを行った結果、ワーカーズコープという N P O 法人が受託する予定になっています。

○斎藤（博）委員

社協は随契で、ワーカーズコープはプロポーザルで決めたことについては、そうかなと思うのですが、相談支援員や就労支援員、就労準備支援員には、何らかの資格のある方がつかれるものなのかどうか、その辺はどうなっていますか。

○（福祉）小野寺主幹

資格としては、今のところ特に国からは示されていないのですが、こういった業務をやるに当たって、相談経験、要は相談を受け付けて仕事をこなすに足るだけの資質のある方ということで、とりあえず国で研修を行っていますので、その研修を受けるようにとは聞いています。ただ、平成27年度から、もう4月から始まりますので、一定の経過措置は設けられる予定であります。

○斎藤（博）委員

この問題で私の会派で視察に行ったことがあって、少し勉強したのですが、そこで大事なことは、就労支援員の仕事の中にハローワークへの同行訪問があるのですけれども、視察をしたところではボランティアや N P O が独自の活動としてやっていたのですが、ハローワークでなくて、企業と一緒に行ってました。ハローワークと一緒に行くのも大変な人に、企業に行けといっても難しいのはわかるのですが、逆に、たるさぼの方が一緒に企業訪問をして、週3日でも、午前中だけでも働かせてくれないかというふうにして歩くことが、非常に効果があるという話を聞いています。それが保障されるためには、視察した自治体は、地域的に有効求人倍率が1を超えている実態もあって、まず来てみるかいという話につながる可能性があるということだったと思うのですが、小樽の場合は厳しいのはわかるのですけれども、仕事の内容としてハローワークへの同行も大事だとは思っているのですが、企業への同行という部分についてどういうふうに考えますか。

○（福祉）小野寺主幹

確かに就労支援員の仕事の中に、ハローワークの同行訪問とあるのですが、これは本来の就労支援員の業務のごく一部でして、委員がおっしゃったように、結局ハローワークに行ってもすぐに働くのがなかなか難しい方がいらっしゃいますので、市内の企業を回って、例えば2時間、3時間などの短時間で受け入れてくれるところがないか、そういった企業を開拓していくといったことも就労支援員の業務として位置づけていますので、新しい制度が始まりましたら、市内の企業を回って、企業だけではなくて、例えば農業や漁業をやっている方とか、繁忙期のときに訓練を兼ねた受入れをお願いしていく予定でございます。

○齋藤（博）委員

最後に考え方を聞きたいのですが、新しく立ち上げる事務所の場所についてです。おっしゃっている場所はわかるのですが、私も昔からいろいろな経過があって、よくその建物に行った経過がありまして、なかなか厳しい環境だと思っています。具体的に言うのはなかなか大変なのですが、職員の方は、そこで生活の糧を得るから頑張るかというのはまだわかるのですけれども、相談に来る方を受け入れると考えたときに、あの建物は極めてハードルが高いと思います。その辺はどういうふうに検討されたのかということと、もう一つは事務所を構えて、特に1月、2月は極めて厳しい環境で、違う場所を検討したほうがいいのではないかと率直に思います。来る方についてもなかなかハードルが高いというか、鋼鉄製のドアをあけて入ってくるとなると、なかなか厳しい部分もありますし、寒さなどの建物の老朽化を考えると、事務所としてもなかなか厳しい部分あるので、今日の議論は別としても、市民の皆さんの相談場所をつくるのであれば、もう少しハードルを低くして、相談に来やすい建物に移ったほうがいいのではないかと思います。最後にその辺について、実態は知っていると思うので、そこにこういう方に来てもらうと考えたのかとか、そこで働くことになったのかというあたりについて、どういう認識でやっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○福祉部長

今回の場所がベストだとは思っておりません。本当は、市役所本庁の中にあるのが理想だと思っていろいろ探したのですが、なかったのです。近隣の場所を探したのですが、なかなかなく、結果的に今回の場所になったということです。ですから、今後も、できれば適所があれば探していきたいと思っておりますし、もし本庁にスペースがあれば、そこに開設したいということで考えていますので、ベストであるということではないということは御理解いただきたいと思っております。

ただ、せっかく構えて4月からオープンしますので、できるだけ相談に来やすいような雰囲気をつくるとか……
（「無理、無理。絶対、無理だと思うよ」と呼ぶ者あり）

そういった努力はさせていただきたいと思っています。

○齋藤（博）委員

繰り返しになりますけれども、最後にお願いしますが、職員が働く職場としても、困った方を呼んでと考えても、中部地域包括支援センターが引っ越しますので、スペースはあるのではないかと思います。ここは、小樽市の建物なので無料だということはあるのですが、やはりベストだと思っているのではなくて、移転を考えるように考え直してもらいたいと思っております。

○福祉部長

適所があれば探してまいりたいと考えていまして、さらなる適所は考えていきたいと思っております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○吹田委員

◎孤独死について

今、社会現象的な言い方で、孤独死という問題があるのですが、ひとりで住んでいて亡くなると、少しでも遅れると孤独死だという言い方をされるということです。毎日、新聞で亡くなられた方の掲載を見るのですが、高齢の方々で多くは夫か妻が喪主になっているので、この方々はまた一人で孤独に住むような独居になるのかと思いつているわけです。

高齢の方々は、それなりに長生きされるとますます独居になっていく可能性があると思いついて、孤独死という言い方をするのがいいかどうかは別にしまして、これらにつきまして、そういう形の言い方をされないための何か

福祉部として、今、具体的に対応しているものはあるのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

孤立死と孤独死の定義ははっきりしていないのですが、防ぐ対策としましては、高齢者見守りネットワークという事業をやっておりまして、事業者や町会の皆さん、民生・児童委員、いろいろな目で高齢者を見守るといった事業をしております。

○吹田委員

前々から民生・児童委員が特に独居の方々の安否確認をされていまして、安否確認を一生懸命やっている方は、1か月の電話代がすごくかかるという話があるくらい一生懸命されているのが現実だと思っています。この関係で、私からの提案ですが、今さまざまなものがあり、今回、アップル社で腕時計型の健康管理ができるものができているということで、その中には恐らく血管の流れをチェックするものがあると思ひまして、そういうものがあれば、インターネットで、例えば血流がとまったら自動的にどこかに連絡をとることが簡単にできそうな感じがするのです。私が地域の年配の方と話していると、多くの方は孤独死とは言われたくないということをよく言っていて、そういう方は一人で住むことをきちんと考えてやっているだけの話ですから、何かあった後にそういう形と言われるのはどうかというのがあります。そういう面では、行政側が積極的にそういう形のを、国なりに上げながら、全ての方が一度は死ななければならないわけですから、そういうときに、そういう形のものであれば非常にいいのかと。私たちも長生きすると恐らく独居になるであろうと思いますので、そういうものが早く開発されて、一番大事なことは、そういうものについて関係の方々に連絡が入ったり、行政側にも受け入れるような連絡が二重にされて、行政側がすぐ動けるようなものが必要かと考えています。なおかつ、そういうものにつきましては、個々の皆さんがそういうのを持っていて、そういう全ての情報を持っている。それについての情報を行政側も受けて、その情報に従っておのおのが対応する形で使えれば、私はこの問題はそんなに大きな問題になって、3日も5日も経過してからわかったという話にはならないと思っていますので、そういう点ではいろいろと検討されていると思うのですが、そういう取扱い的なものの考え方は、これから行政として、これは福祉部だけの問題ではないと思うのですけれども、そういうことができないだろうかと思ったので、何か御意見があれば伺いたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

今、委員からアイデアをいただきましたが、孤独死を防ぐ対応としましては、ハイテクを使ったものと足で稼ぐものがありまして、足で稼ぐものというのは、今、私どもがやっている高齢者見守りネットワークですけれども、ハイテクは今後普及していくかもしれません、見守りには地域の目が非常に大事だと思っております。いかにしてみんなの目で見守りの編み目を細かくしていくか、ここが大事なポイントだと考えておりますので、今後も高齢者見守りネットワーク等を通じて対応してまいりたいと考えております。

○吹田委員

どちらにしましても、万が一、こういう形で自宅で亡くなりますと、部屋に入るのに法律的に相当難しい状況がございます。そういう面では、行政側の方がきちんと皆さんから委託を受けておいて、そういう形で入れるような方策もきちんとされたほうがいいのではないかと。万が一亡くなると、今は関係の方の了解をとらなければ入れない状況になってしまうことがあります、御本人がこういう形できちんとやってもらいたいというものがあれば、それは十分可能かと思ひますので、そういう部分については、今後、取り扱っていただきたいと思ひます。

◎産婦人科学会の啓蒙活動について

次に、皆さんもマスコミ等の報道で御存じかと思ひますが、日本産婦人科学会が、子供を授かるか、子供を産むということについては、年齢的なものが非常に大事だろうということです。赤ちゃんから少年期、そして青年期に入ってきて何とかということで、本来、赤ちゃんを産むチャンスとして非常にいいのは5年位だとある人は言っているのですが、それはあまりにもどうかと思うのですけれども、私はそういう面では、今も保健所では保護者

に対する講演や講習をしていると思いますが、これからはそういう形で子供をとということを考える第一段階をしつかりやっただきながら、まず年齢を考えて、基本的に産婦人科学会では30歳代後半になってくると、子供を授かる機会が少なくなる。また、人工授精の関係であっても、非常に難しい感じになりますので、そのときになってからどうしても子供をとというと、体に変な負担がかかることがはっきりしていますので、私はそういう面ではそういう形にならなくても、皆さんにしっかりとした情報なり知識なりを事前に差し上げるのがいいのかと思っているわけです。そういう面で、私は、そういう中では教育委員会も関係するのですが、保健所の立場でそういうことについて積極的にされるのが大事かと思うのですが、この辺につきまして、現在、保健所ではどのような形の取組をしていらっしゃるのか、いかがでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

現在は思春期の皆様への健康教育ということで、学校から依頼がありました場合につきまして、性教育に向いております。

○吹田委員

この関係につきましては、学校側では恐らくずっと取り組んでいらっしゃると思うのですが、これについては講習的なものや講話などになると思うのですが、それについてはだんだん増えてきていると考えるのですか。そういうことについての学校側の取組は、保健所に対しては回数的に少ないのか、それともだんだん増えてきたのかどうかということですが、いかがでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

学校の取組につきましては、例年働きかけをしておりまして、学校の御要望につきまして、性教育も含めてですが、たばこやアルコール、薬物など、いろいろなテーマがありますので、対応しております。件数としましては、例年並みということで徐々に増えてきている傾向でもあります。

○吹田委員

私は、これは積極的に保健所からそういう機会をつくっていただいて、そしてしっかりとしていくことが大事ななと思っております。そういう面では、これからも私は単に少子化がどうのこうのというものではなくて、家庭をつくられて子供がというときに、望むことであれば、なるべく適切な形で望まれる形で命をつなぐことが一番大事だと思いますので、この辺については恐らくそういう形では保健所の活躍がますます重要になるのかと思っていますので、よろしく願います。

あと、私からは子育て支援につきまして、少し話をしようと思ったのですが、委員長の体調のこともありますし、時間的に大分遅くなっておりますので、これで終わります。

○保健所長

健康増進課長の答弁が委員の御質問と少し合っていなかったかと思って、改めて発言をお許しいただきたいと思っております。

吹田委員が御質問されましたのは、学校教育の改善を求めて日本産婦人科学会など9団体が要望書を提出したということに関してのお尋ねであったかと思っております。産婦人科学会から、中学校、高等学校における学習指導要領の改訂を求めたものだという情報をつかんでございますので、まずは学校に対して産婦人科学会が教育の内容を改善してほしいということと受け止めておりまして、それが進む中で何か私どもができることが少しでもあれば、もちろん協力いたしますけれども、第一義的には学校の進めることと把握してございます。

○吹田委員

今のお話ありがとうございます。学校は学校の立場でというのがありますし、また、それ以外にやはり学校の方が子供を産むことはまずないのです。私はそういう意味合いで、一般的な方々にもかかわるのは保健所かと思っておりまして、そういうのも含めてぜひお願いしたいということですのでよろしく願います。

○委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 07 分

再開 午後 5 時 39 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○川畑委員

厚生常任委員会に付託された議案第 22 号、第 23 号、第 33 号、第 40 号及び第 41 号については、日本共産党として否決を主張します。また、陳情第 837 号 N P O 法人かもめ保育園に対する「子ども・子育て支援新制度」特定地域型保育事業の小規模保育事業所としての認可方については、願意は妥当であり、採択を求めて討論いたします。

議案第 22 号及び第 23 号は、協議会や審議会において、構成委員から市議会議員を外す提案です。市民の代表である市議会議員を外すことには反対であります。

議案第 33 号、第 40 号及び第 41 号は、市民の実態と要望を踏まえた上で責任を持った条例となり得ないリンク方式を採用しており、反対です。

陳情第 837 号は、数少ない認可外保育施設が市外や全国から注目される保育事業を進めている、かもめ保育園の小規模保育事業としての認可方であります。認可外保育施設の小規模保育事業への説明や認可申請に対して積極的に進めている道内他市の取組と比較しても、小樽市の新事業への説明、認可申請に対する対応には恥ずかしさを感じます。市は誠意を持って対応すべきです。

継続審査中の請願第 2 号、陳情第 310 号は J R 駅舎のバリアフリー化の課題です。今年の市長選挙において、現在、2 人の立候補者が予定されているとの報道があり、両候補ともに駅舎のバリアフリー化を政策として掲げています。各会派の皆さんにおいても、積極的に討論していただくことをお願いいたします。

その他の陳情第 1 号、第 314 号、第 316 号、第 320 号、第 321 号、第 835 号についても、願意は妥当であります。詳しくは本会議で説明いたしますが、各会派各委員の賛同をお願いして、討論といたします。

○吹田委員

一新小樽を代表し、陳情第 837 号 N P O 法人かもめ保育園に対する「子ども・子育て支援新制度」特定地域型保育事業の小規模保育事業所としての認可方について、継続審査を主張し、討論いたします。

この 4 月から始まる新制度にかかわる問題であり、重要なものと考えます。

詳しくは本会議で討論させていただきます。

○斉藤（陽）委員

公明党を代表し、陳情第 837 号 N P O 法人かもめ保育園に対する「子ども・子育て支援新制度」特定地域型保育事業の小規模保育事業所としての認可方について継続審査を主張して、討論を行います。

子ども・子育て支援新制度は社会保障と税の一体改革に関する 3 党合意に端を発するもので、国の方針として現在は認可外保育施設であっても一定の質を確保できる要件を満たせば、特定地域型などの形である程度は小規模の施設も認可して、公的支援の対象とし、現行の保育料が高いなどの不利益、不公平感を改善していく方向性を持つものであります。

市は、平成 27 年度から 31 年度までの子ども・子育て支援事業計画で、就学前児童数の減少傾向から、保育需要は

総体的に低下し、たとえ拡大したとしても定員変更により需給の均衡が図られることから、事業の拡大ではなく既存施設の活用で対応し、特定保育型小規模保育事業の開設は現状では含めていないとしています。

しかし、陳情が求めているのは、事業の拡大ではなく、既に計画において認可外保育施設に見込まれているものを特定地域型保育事業に振り替えて認可することであり、定員の増加を含む事業の拡大ではありません。さらに、適法に行われて受理された認可申請について、外形的基準を満たし、その他の欠格事由にも該当しない場合、需給の問題を理由に認可しないとするのは、供給が需要を明らかに大幅に超えるなど例外的な場合であり、あくまでも原則は認可されるべきことが法及び条例の趣旨であると考えます。

したがって、その意味で願意は妥当であります。現在、市においては、手続書類の様式などが定められていないなど、準備ができていない状態であり、申請そのものが提出も受理もされていないこと、さらに子ども・子育てに対する国の財政支援の中身を見極めるなど、財政上の課題を含めて検討が必要であることなどから、現時点においては継続審査を主張して討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。
まず、陳情第314号及び第316号について、一括採決いたします。
いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

○委員長

起立多数です。
よって、さように決しました。
次に、陳情第321号、第835号及び第837号について、一括採決いたします。
いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

○委員長

起立多数です。
よって、さように決しました。
次に、議案第22号、第23号、第33号、第40号及び第41号並びに請願第2号並びに陳情第1号、第310号及び第320号について、一括採決いたします。
議案はいずれも可決と、請願及び陳情はいずれも継続審査と、それぞれ決定することに、賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

○委員長

起立多数です。
よって、さように決しました。
次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。
議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。
散会に先立ちまして、今期をもって勇退される委員がおられますので、御挨拶をいただきたいと思っております。
斎藤博行委員、よろしく申し上げます。

○齋藤（博）委員

私は、引き際といいますが、議員をやめるときのことについて、長い間、同僚の先輩たちの姿を見てきました。60歳はやはり一つの大きな変わり目だと思っていますし、65歳は最後の節目だと教えられてきました。私は今年の1月23日で満65歳になりました。そういった意味で、決めたとおり今期をもって議員をやめさせていただきたいと思っています。

この3期12年間は一貫して、厚生常任委員会と市立病院調査特別委員会に籍を置いて議論させていただきました。皆さんには御迷惑をかけたことが多かったと思いますが、そのことは忘れてください。私はこれから皆さんに大変お世話になったといった感謝の気持ちを持って、議員をやめていきたいと思っています。

本当に長い間お世話になりました。ありがとうございます。（拍手）

○委員長

続きまして、この3月末日をもって退職される理事者の方がおられますので紹介し、一言、御挨拶をいただきたいと思います。

（理事者挨拶）

○委員長

以上、退職する理事者からの御挨拶でございました。

退職なさる理事者の皆様におかれましては、長年にわたり、市政発展のために尽くしてこられた御努力に対しまして、改めて敬意を表するとともに、委員を代表いたしまして感謝を申し上げます。御苦勞さまでございました。

さらに、齋藤博行委員におかれましては、3期12年にわたって努められ、私どもにもいろいろ御指導いただき厚く感謝を申し上げます。

これからも皆様、健康に十分留意され、ますます御活躍されますことを心から祈念申し上げます。

なお、私も来期は立候補いたしません。委員の皆様におかれましては、私が厚生常任委員長に就任させていただきましてから4年間、いろいろ御支援、御協力をいただきまして、今期まで務め上げることができました。御協力に感謝を申し上げます。心から感謝とお礼を改めて申し上げます次第です。また、理事者の皆様にもいろいろ御協力いただきましたことを感謝申し上げます。今後は、最上町の一市民として、皆様が最後にたどり着く場所に最後まで住む予定でございますので、一市民として住みよいまちづくりに協力して過ごしたいと思っています。

ありがとうございました。（拍手）

本日は、これをもって散会いたします。